

独立行政法人大学評価・学位授与機構の平成17年度に係る業務の実績に関する評価

全体評価

①評価を通じて得られた法人の今後の課題

(イ) 評価事業について、認証評価実施初年度を対象大学等との共通理解を重視しつつ、計画どおり評価結果を確定し、着実に実施したことは評価できる。他方、今後、平成20年度においては、認証評価が本格化することに加え、国立大学法人の中期目標期間終了時評価(暫定評価)を実施する予定であることから膨大な評価作業が発生することが想定されるため、中長期的観点から、外部の評価委員に過度に依存することのないよう、適切な人材の確保及び研修等によるスキルアップを図り、評価作業、工程管理のノウハウを蓄積し、評価の質の確保に努めることが必要である。(項目別評価p1、38参照)

(ロ) 大学等の評価に関して、大学等に限らず広く国民に認知され理解が得られるよう、シンポジウム、認証評価に関する説明会、訪問説明及び講演等を積極的に実施するなど、評価に関する普及活動に努めたことは、我が国の評価文化の深化に貢献したと認められる。今後は、我が国を代表する評価機関として、国内のみならず、諸外国に対する我が国の評価に関する情報の発信をより一層推進していくことが期待される。(項目別評価p25、29参照)

(ハ) 学位授与事業について、申請者数が増加する中、利用者の利便性を考え、年間複数回の申請機会を設けるとともに、不測の事態や身体に障害のある申請者からの申出に適切な対応を行い、きめ細かい厳正な審査を行って学位を授与している。今後も引き続き適切な学位授与業務の遂行に努め、大学以外の学位授与権を持つ我が国で唯一の機関として、国民の期待に応えていくことが期待される。(項目別評価p14参照)

②法人経営に関する意見

(イ) 現在の常勤職員数と予算等で機構の事業を適正に実施し、また外部の意見を積極的に受け入れて法人経営に活かす体制を整備するなど、法人経営はおおむね適正に行われていると評価される。なお、評議員会においては、今後も引き続き、実質的な審議が行われるよう留意し、法人経営について一層の充実が図られることが望まれる。

(項目別評価p33参照)

(ロ) 適正な事業別予算管理という観点から、業務ごとのセグメント情報を開示し、セグメント情報には、新たに評価手数料収入及び学位審査手数料に係る経費を開示することにより財源別財務情報を明らかにしたことは適切で、今後とも、事業ごとの収支管理などの分析を適切に行い、効率的な業務の運営に努めることが望まれる。(項目別評価p36参照)

(ハ) 独立行政法人化のメリットを生かし、大学等実務研修など新たな研修制度を実施することにより、職員の能力の向上を図ったことは積極的な取り組みで、今後とも評価等に関わるプロフェッショナルな人材の育成に努めることが望まれる。(項目別評価p38参照)

※「③特記事項」については特になし

独立行政法人大学評価 学位授与機構の平成17年度に係る業務の実績に関する評価 項目別総表
項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※				
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置						調査及び研究	A	A			
業務の効率化						①大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究	A	A			
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置						1)調査研究プロジェクト	A	A			
						2)研究成果の公表等	A	A			
大学等の教育研究活動等の状況についての評価	A	A				②学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究	A	A			
①大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価	A	A									
1)大学の教育研究等の総合的状況に関する評価	B	A				1)調査研究プロジェクト	A	A			
2)短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価	B	A				2)研究成果の公表等	A	A			
3)高等専門学校教育研究等の総合的状況に関する評価	A+	A				情報の収集、整理、提供	B	B			
②専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価	A+	A				①評価に関する情報の収集、整理、提供	B	B			
③国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価	B	A				1)大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供	B	B			
学位授与	A+	A+				2) 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供	B	A			
①単位積み上げ型による学士の学位授与について	A+	A+									
②省庁大学校修了者に対する学位授与について	A	A				②学習の機会に関する情報の収集、整理、提供	A	A			

その他の業務										
①国内外の他の関連機関等との連携・協力	A	A								
②広報活動の実施	B	B								
③大学等の評価に関する普及活動の実施	A	A								
業務運営										
①運営体制の整備	A	A								
②自己点検・評価の実施	A	A								
III～VI 財務内容の改善										
財務内容の改善に関する事項等	A	A								
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項										
人事に関する計画	A	A								

※当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

【参考資料 1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較 過去 5年分を記載）

単位：百万円）

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
収入						支出					
運営費交付金	2,189	2,189				業務等経費	1,645	1,717			
大学等認証評価手数料		64				大学等評価経費		64			
学位授与審査等手数料	83	87				学位授与審査等経費	83	87			
その他	8	9				一般管理費	463	462			
寄附金等収入	5	10									
計	2,285	2,359				計	2,191	2,330			

単位：百万円）

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
費用						収益					
経常費用	2,140	2,293				経常収益	2,140	2,293			
業務費	1,628	1,771				運営費交付金収益	2,021	2,096			
大学評価事業経費	579	650				資産見返負債戻入	27	35			
						大学等認証評価手数料		64			
学位授与事業経費	331	341				学位審査手数料収入	83	87			
その他事業経費	718	780				財産貸付料収入	8	9			
一般管理費	513	522				寄附金収益	2	2			
財務費用	0	0				その他手数料収入	0	0			
雑損		0				財務収益	0	0			
臨時損失	269	0				雑益	0	0			
						臨時利益	269	0			
計	2,409	2,293				計	2,409	2,293			
						当期純利益	0	0			
						当期総利益	0	0			

単位：百万円）

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出	1,542	2,607				業務活動による収入	2,307	2,360			
業務費支出	250	1,206				運営費交付金収入	2,189	2,189			
人件費支出	1,153	1,227				手数料収入	92	147			
一般管理費支出	133	168				寄附金収入	12	8			
預り科学研究費補助金の払出	7	7				預り科学研究費補助金の受入	7	7			
投資活動による支出	66	70				その他の業務収入	8	9			
有形固定資産の取得による支出	66	70				利息の受取額	0	0			
財務活動による支出	—	—				投資活動による収入	—	—			
						財務活動による収入	—	—			
計	1,608	2,678				計	2,307	2,360			

【参考資料 2】貸借対照表の経年比較 過去 5年分を記載）

単位 :百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資産						負債					
流動資産	709	395				流動負債	710	398			
固定資産	7,510	7,379				固定負債	213	248			
						負債合計	924	646			
						資本					
						資本金	7,471	7,471			
						資本剰余金	△ 176	△343			
						利益剰余金	0	0			
						（うち当期末処分利益）	0	0			
						資本合計	7,295	7,128			
資産合計	8,219	7,774				負債資本合計	8,219	7,774			

【参考資料 3】利益（又は損失）の処分についての経年比較 過去 5年分を記載） 単位 :百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
I 当期末処分利益					
当期総利益	0	0			
II 利益処分数額					
積立金	0	0			

【参考資料 4】人員の増減の経年比較 過去 5年分を記載）

単位 :人)

職種	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
常勤職員	141	142			

独立行政法人大学評価・学位授与機構の平成１７年度に係る業務の実績に関する評価（項目別評価）

1 業務の質の向上

（１）大学等の教育研究活動等の総合的状況の評価（Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

中 期 計 画	年 度 計 画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実績	評価	委員のコメント
大学等の教育研究活動等の状況についての評価	大学等の教育研究活動等の状況についての評価	○ 大学等からの求めに応じて、大学等の教育研究等の総合的状況を適切に評価しているか。 ○ 大学からの求めに応じて、当該大学の法科大学院の教育研究活動の状況を適切に評価しているか。（法科大学院以外の専門職大学院においては、教育研究活動等の状況に関する評価について、適切に検討しているか。） ○ 国立大学法人等の教育研究活動の状況について、効果的な評価方法等の検討を適切に行い、基本的方向性等を適切に整理しているか。	○ 大学、短期大学、高等専門学校各機関別認証評価委員会の下に評価部会及び財務専門部会等をそれぞれ設置し、また法科大学院認証評価委員会の下に評価部会を設置し、評価担当者についても、各団体等から広く候補者の推薦が得られ、適切な有識者を任命するなど、評価体制の整備を図ることができた。 ○ 大学等の希望に応じて、認証評価に係る11の評価基準とは異なる側面から大学等の活動を評価できるよう、「選択的評価事項 A 研究活動の状況」、「選択的評価事項 B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を設定した。 ○ 平成18年度評価の実施に向けて、評価の実施内容等の見直しを行い、各機関別認証評価実施大綱及び各評価基準、法科大学院評価基準要綱について、意見照会（パブリックコメント）を経て改訂した。 ○ 評価担当者に対する研修についても、「自己評価イメージ」を用い実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容、方法等について評価担当者の共通認識を深めることができた。 ○ 評価の実施については、平成17年度に申請のあった4大学、2短期大学、18高等専門学校について予定どおり実施し、平成18年3月に評価結果を通知するとともに、評価結果を「機関別認証評価実施結果報告」として機構のウェブサイトに掲載した。（1短期大学については、平成18年5月に評価結果を通知及び公表予定。） また、法科大学院認証評価（予備評価）の申請のあった4法科大学院について、予定どおり評価を実施し、平成18年3月に予備評価の結果を対象大学に通知した。この予備評価は、各法科大学院が本評価の実施に先立って教育活動等の改善を図っていくことや、機構の認証評価に対する理解を深めていくことを目的として実施した。 評価は、評価担当者の情報の共有や共通認識を図りつつ、対象大学等が作成した自己評価書等に基づく書面調査と、その書面調査の結果を踏まえた訪問調査により実施した。また、訪問調査においては書面調査等の結果を対象大学等に伝え、その状況等に関し対象大学等との共通理解を図りながら実施した。 書面調査、訪問調査とも計画どおりのスケジュールで評価結果を取りまとめることができ、対象大学等からの意見の申立てがあったものについては再審議を行い、評価結果を確定した。 ○ 平成18年度実施の認証評価については、10大学、1短期大学、18高等専門学校及び13法科大学院（予備評価）の申請を受け付けた。申請を促すため、事前に実施した意向調査の結果を踏まえつつ、各大学等への訪問説明等を行った。 ○ 平成16年度に試行的評価を実施した高等専門学校に対するアンケート調査並びにそれを踏まえてインタビュー調査を実施し、評価対象校等の有益な意見を得ることができた。これらのデータ・意見等については、今後の高等専門学校の認証評価の在り方の検討に役立てていく。また、今回の検証の実施結果については、平成18年度以降に本格実施する各認証評価の検証の内容や方法の検討に役立てていく。 ○ 法科大学院以外の専門職大学院の評価基準等を検討するため、「専門職大学院認証評価に関する検討会議」を設置した。当会議	A	○ 大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の認証評価について、評価体制を整備した上、対象大学等との共通理解を重視しつつ、書面調査及び訪問調査を行い、評価実施の初年度として計画どおり評価結果を確定したことは評価できる。また、これらの実績を踏まえ、より分かりやすい評価を実施するために、国立大学協会等の関係団体への意見照会を経た上で評価基準等を改訂するなど、平成18年度実施の評価に向け評価体制等の見直しを図ったことは評価できる。 ○ 法科大学院以外の専門職大学院の評価基準等の検討を開始したことは評価できる。 ○ 国立大学法人評価委員会から機構において検討することが要請された「教育研究水準に関する評価」や「質の向上度を踏まえた評価」の方法などについて、機構の国立大学研究評価委員会において検討を行っている（委員会を4回、ワーキンググループを8回開催）。大学機関別認証評価の説明会及び大学訪問等の際に、認証評価結果の結果が国立大学法人評価の結果に影響するのではないかと誤解を与えぬよう両者の違いについて機会あるごとに説明を行ったことは適切である。今後は、国立大学法人評価の重要性に鑑み、さらに適切に検討を進める必要がある。 ○ 認証評価と国立大学法人評価において、各大学が整理すべき資料の関係が明示的でないと、評価を受ける大学側に過重な負荷をかけることになるので、指針の確定に向けて検討することが望まれる。 ○ 高等教育の質の保証を確保するためには、評価事業と学位授与事業を緊密な連携の下に実施する必要があるとの観点に立ち、平成17年10月に機構内に「国際連携センター」（専任教授1名）を設置したこと、調査研究プロジェクト（「多様な学習成果の評価と単位の認定方法の開発」等）において、評価研究部及び学位審査研究部の双方から教員が参画し、両事業の連携を図ったことは評価できる。 ○ 認証評価機関である大学基準協会、短期大学基準協会、日本高等教育評価機構と「機関別認証評価制度に関する連絡会」を平成17年度内に3回開催し、認証評価の実施をめぐる諸課題に対する意見交換、検討等を実施するなど、評価事業の円滑な実施に資するよう、評価機関間の連携協力の強化を図ったことは評価できる。今後は、評価文化を定着させるという観点から、機構が先導的な役割を果たすとともに、機構と他の評価機関とのより効果的な連携が進められることを期待したい。 ○ 平成19年度以降、特に大学の申請校数が多数見込まれていること、平成20年度に中期目標終了時における教育研究評価（暫定評価）を実施することから、従事する評価関係者は膨大な人数となる。そのために、事務局機能の充実が一層重要となり、その面での対策を早急に行っておく必要がある。

			においては、各専門分野からの多様な意見を得ながら、専門職大学院評価基準作りに当たって専門職大学院に共通する「分野共通事項」のフレーム作りを行うことができた。 平成18年度も引き続き、文部科学省や各専門職大学院等の意見を踏まえつつ、3分野（ビジネス・MOT、会計、公共政策）ごとの基準等について検討を深め、専門職大学院評価基準モデルの確定のための検討を行う。 ○ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価に関して、「文部科学省国立大学法人評価委員会」の審議状況も踏まえ、大学関係者や各界からの有識者からなる機構の「国立大学教育研究評価委員会」において、教育研究活動等の水準向上等に資することができるような効果的な評価方法等の検討を行った。 平成18年度も引き続き、評価者の負担、評価スケジュールを考慮した教育研究の水準に関する評価の実施方法、質の向上度を踏まえ達成状況の評価の実施方法などについて、具体的な評価方法等の検討を進める。 なお、文部科学省国立大学法人評価委員会の「中期目標期間終了時の評価に関するワーキング・グループ」に対して、機構での検討状況を説明することが求められており、文部科学省国立大学法人評価委員会とより一層の連携をとりつつ、検討を進める。 ○ 大学評価に関するシンポジウム及び説明会等において、認証評価と国立大学法人評価の趣旨の相違点を明確に示すことにより、国立大学法人関係者に誤解を与えぬように努めた。 【 報告書 P 1 】		
(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価	(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価	○ 大学等からの求めに応じて、大学等の教育研究等の総合的状況を適切に評価しているか。 (主な評価指標) - 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価の実施状況 - 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価の実施状況 - 高等専門学校の教育研究等の総合的状況に関する評価の実施状況	○ 大学、短期大学及び高等専門学校機関別認証評価委員会の下に評価部会及び財務専門部会等をそれぞれ設置し、評価担当者となる専門委員について、各団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な者を選考するなど、評価体制の整備を図ることができた。 ○ 大学等の希望に応じて、認証評価に係る11の評価基準とは異なる側面から大学等の活動を評価できるよう、「選択的評価事項 A 研究活動の状況」、「選択的評価事項 B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を設定した。 ○ 平成18年度評価の実施に向けて、評価の実施内容等の見直しを行い、各機関別認証評価実施大綱及び各評価基準について、意見照会（パブリックコメント）を経て改訂した。 ○ 評価担当者に対する研修を実施し、「自己評価イメージ」を用い実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容、方法等について評価担当者の共通認識を深めることができた。 ○ 評価の実施については、平成17年度に申請のあった4大学、2短期大学、18高等専門学校について予定どおり実施し、平成18年3月に評価結果を通知するとともに、評価結果を「機関別認証評価実施結果報告」として機構のウェブサイトに掲載した。（1短期大学については、平成18年5月に評価結果を通知及び公表予定。） 評価は、評価担当者の情報の共有や共通認識を図りつつ、対象大学等が作成した自己評価書等に基づく書面調査と、その書面調査の結果を踏まえた訪問調査により実施した。また、訪問調査においては書面調査等の結果を対象大学等に伝え、その状況等に関し対象大学等との共通理解を図りながら実施した。 書面調査、訪問調査とも計画どおりのスケジュールで評価結果を取りまとめることができ、対象大学等からの意見の申立てがあったものについては再審議を行い、評価結果を確定した。 ○ 平成18年度実施の認証評価については、10大学、1短期大学及び18高等専門学校の申請を受け付けた。申請を促すため、事前に	A	○ 評価対象の学校種に応じ、外部有識者等を適切に加えた「機関別認証評価委員会」等の下に評価体制を適切に整備し、平成17年度に申請のあった4大学、2短期大学、18高等専門学校について予定どおり評価を実施し、評価結果を通知などしたことは評価できる。 ○ 大学及び短期大学の認証評価においては、申請校数が見込校数に比べ少なかったが、平成18年度の評価実施に向けて、国公私を設置形態を問わず全大学等へ認証評価の申請手続きについての依頼文書の発送、説明会の実施（大学3カ所、短期大学2カ所）、全ての大学等に対し意向調査の実施、その結果を踏まえ、大学、短期大学へ積極的に訪問して機構への申請についての検討を依頼、シンポジウム等の開催時に認証評価のリーフレットを配布するなど、機構の認証評価について周知を図るための努力の跡が見受けられる。また、評価の実施内容等の見直しを行い、各機関別認証評価実施大綱及び各評価基準について、意見照会（パブリックコメント）を経て改訂したことは評価できる。なお、評価基準等の改善・充実については、中央教育審議会の審議を踏まえ、きめ細かく、かつ、機動的に行う必要がある。

		実施した意向調査の結果を踏まえつつ、各大学等への訪問説明等を行った。 ○ 平成16年度に試行的評価を実施した高等専門学校に対するアンケート調査並びにそれを踏まえてインタビュー調査を実施し、評価対象校等の有益な意見を得ることができた。これらのデータ・意見等については、今後の高等専門学校の認証評価の在り方の検討に役立てていく。また、今回の検証の実施結果については、平成18年度以降に本格実施する各認証評価の検証の内容や方法の検討に役立てていく。 【 報告書 P 4 】		
1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価	1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価	○ 大学機関別認証評価委員会の下に評価部会及び財務専門部会等をそれぞれ設置し、評価担当者となる専門委員について、各団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な者を選考するなど、評価体制の整備を図ることができた。 ○ 大学の希望に応じて、認証評価に係る11の評価基準とは異なる側面から大学の活動を評価できるよう、「選択的評価事項 A 研究活動の状況」、「選択的評価事項 B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を設定した。 ○ 平成18年度評価の実施に向けて、評価の実施内容等の見直しを行い、大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準について、意見照会（パブリックコメント）を経て改訂した。 ○ 評価担当者に対する研修を実施し、「自己評価イメージ」を用い実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容、方法等について評価担当者の共通認識を深めることができた。 ○ 評価の実施については、平成17年度に申請のあった4大学について予定どおり実施し、平成18年3月に評価結果を通知するとともに、評価結果を「大学機関別認証評価実施結果報告」として機構のウェブサイトに掲載した。 評価は、評価担当者の情報の共有や共通認識を図りつつ、対象大学が作成した自己評価書等に基づく書面調査と、その書面調査の結果を踏まえた訪問調査により実施した。また、訪問調査においては書面調査等の結果を対象大学に伝え、その状況等に関し対象大学との共通理解を図りながら実施した。 書面調査、訪問調査とも計画どおりのスケジュールで評価結果を取りまとめることができ、対象大学からも意見の申立てが行われず、評価結果を確定した。 ○ 平成18年度実施の認証評価については、10大学の申請を受け付けた。申請を促すために、事前に実施した意向調査の結果を踏まえつつ、各大学への訪問説明等を行った。 【 報告書 P 6 】	A	○ 大学の認証評価を実施するため、国公立大学の関係者及び各方面の有識者からなる「大学機関別認証評価委員会」の下に評価部会及び財務専門部会をそれぞれ設置した。評価体制の整備に当たっては、評価担当者となる専門委員について、各団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な者を選考するなど、適切に行われたことは評価できる。
① 大学からの求めに応じて、機構が定める大学評価基準に従って当該大	平成17年度計画なし			

学の教育研究等の総合的な状況について評価を行い、当該大学が大学評価基準を満たしているかどうかについて明らかにするとともに、当該大学の優れた点や改善すべき点等を指摘する。					
② 評価体制の整備等 平成16年度に大学機関別認証評価委員会（仮称）の設置等評価に必要な体制を整備し、同委員会において評価基準及び評価方法等を決定する。 平成16年度に文部科学大臣から大学の認証評価機関としての認証を受ける。 平成16年度中に、ネットワークを利用した評価作業システムを構築する。 各年度において、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。	① 評価体制の整備等 大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価実施に必要な評価者を確保する。 大学機関別認証評価委員会において、選択的評価基準「研究活動の状況」の評価基準及び評価方法等を決定する。 この他、適宜評価体制等の見直しを図る。 評価担当者の研修を適切に実施する。	○ 4大学の評価を実施するため、大学機関別認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会1部会（委員3名、専門委員11名）及び財務専門部会1部会（委員2名、専門委員2名）を設置した。 専門委員については、大学関係団体、学協会及び経済団体等から広く推薦を求め、13名を選考した。選考に当たっては、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を選考した。 また、平成18年度評価における対象大学数、対象大学の学部等の状況に応じた評価担当者を配置するため、大学関係団体、学協会及び経済団体等から推薦のあった候補者の中から幅広い各分野の専門家及び有識者を専門委員として36名選考した。 ○ 大学の希望に応じて、認証評価に係る11の評価基準とは異なる側面から大学の活動を評価できるよう、「選択的評価事項 A 研究活動の状況」、「選択的評価事項 B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を設定した。 ○ 平成18年度評価に向け、大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準について、より分かりやすい内容となるよう表現や字句等を見直し、関係団体への意見照会（パブリックコメント）を経た上で改訂した。 ○ 評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、「自己評価イメージ」を用い実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を図りつつ、大学評価の目的、内容及び方法等に関する研修を8月に2日間かけて実施し、活発な質疑応答や意見交換等により、評価担当者の共通認識を深めた。 【 報告書 P 8 】			
③ 評価の実施 平成17年度から、大学からの申請に基づいて評価を実施する。 評価実施年度の前年に、各大学から評価の申請を受け付ける。各年度末までに評価報告書を作成し、当該大学及び設置者に提供し、並びに公表する。	② 評価の実施 平成16年度に申請を受け付けた大学について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該大学及び設置者に提供し、並びに公表する。	○ 4大学について、以下のとおり評価を実施した。 ① 書面調査の実施 対象大学から7月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料等について、11の評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析に加え、自己評価書の分析結果の整理及び訪問調査の際の調査内容の検討等を行った。（9月まで） ② 訪問調査の実施 書面調査の結果を踏まえ、評価部会の委員・専門委員が、書面調査では確認できなかった事項等を中心として、各大学ごとに大学関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。（10月下旬から12月上旬まで） ③ 評価結果の審議等 書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、財務専門部会及び大学機関別認証評価委員会において審議の上、評価結果（案）を取りまとめ、評価結果（案）を当該大学に通知した。その後、各対象大学から意見の申立てではなく、審議の上、評価結果を確定した。（平成18年3月まで） ④ 評価結果の通知、公表 平成18年3月に各対象大学及びその設置者に対して当該大学の評価結果を通知するとともに、評価結果を「平成17年度大学機関別認証評価実施結果報告」として取りまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。 【 報告書 P12 】			

	③ 評価の受付 平成18年度に実施する評価について、各大学から評価の申請を受け付ける。	○ 平成18年度に実施する評価の申請を受付するため、平成17年9月に依頼文書「平成18年度に実施する大学機関別認証評価の申請手続について」をすべての国公私立大学に送付した。 ○ 平成17年7、8月に全国3カ所（東京、大阪、福岡）で大学機関別認証評価に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価について周知に努めた。 ○ 各大学に対し、認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施するとともにその状況も踏まえつつ、機構への申請を検討している大学を訪問し、より詳細な内容を説明した。 この取り組みにより、平成18年度に実施する大学機関別認証評価について、10大学からの申請を受け付けた。 【 報告書 P14 】		
④ 評価結果の検証等 評価を実施した大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。 上記の調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。	平成17年度計画なし			
2) 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価	2) 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価	○ 短期大学機関別認証評価委員会の下に評価部会及び財務専門部会をそれぞれ設置し、評価担当者となる専門委員について、各団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な者を選考するなど、評価体制の整備を図ることができた。 ○ 短期大学の希望に応じて、認証評価に係る11の評価基準とは異なる側面から短期大学の活動を評価できるよう、「選択的評価事項 A 研究活動の状況」、「選択的評価事項 B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を設定した。 ○ 平成18年度評価の実施に向けて、評価の実施内容等の見直しを行い、短期大学機関別認証評価実施大綱及び短期大学評価基準について、意見照会（パブリックコメント）を経て改訂した。 ○ 評価担当者に対する研修を実施し、「自己評価イメージ」を用い実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容、方法等について評価担当者の共通認識を深めることができた。 ○ 評価の実施については、平成17年度に申請のあった2短期大学について評価を実施し、平成18年3月に評価結果を通知するとともに、評価結果を「短期大学機関別認証評価実施結果報告」として機構のウェブサイトに掲載した。（1短期大学については、平成18年5月に評価結果を通知及び公表予定。） 評価は、評価担当者の情報の共有や共通認識を図りつつ、対象短期大学が作成した自己評価書等に基づく書面調査と、その書面調査の結果を踏まえた訪問調査により実施した。また、訪問調査においては書面調査等の結果を対象短期大学に伝え、その状況等に関し対象短期大学との共通理解を図りながら実施した。 書面調査、訪問調査とも計画どおりのスケジュールで評価結果を取りまとめることができ、対象短期大学からも意見の申立てが行われず、評価結果を確定した。 ○ 平成18年度実施の認証評価については、1短期大学の申請を受け付けた。平成18年度は、機構の認証評価の趣旨の周知等に一層努める取り組みとして説明会の実施会場（福岡）を増やすとともに、訪問説明も積極的に行うこととしている。	A	○ 短期大学の認証評価を実施するため、公私立短期大学の関係者及び各方面の有識者からなる「短期大学機関別認証評価委員会」の下に評価部会及び財務専門部会をそれぞれ設置した。評価体制の整備に当たっては、評価担当者となる専門委員について、各団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な者を選考するなど、適切に行われたことは評価できる。

【 報告書 P15 】		【 報告書 P17 】	
① 短期大学からの求めに応じて、機構が定める短期大学評価基準に従って当該短期大学の教育研究等の総合的な状況について評価を行い、当該短期大学が短期大学評価基準を満たしているかどうかについて明らかにするとともに、当該短期大学の優れた点や改善すべき点等を指摘する。			
② 評価体制の整備等 平成16年度に短期大学機関別認証評価委員会（仮称）の設置等評価に必要な体制を整備し、同委員会において評価基準及び評価方法等を決定する。 平成16年度に文部科学大臣から短期大学の認証評価機関としての認証を受ける。 各年度において、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。		① 評価体制の整備等 短期大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。 短期大学機関別認証評価委員会において、選択的評価基準「研究活動の状況」の評価基準及び評価方法等を決定する。 この他、適宜評価体制等の見直しを図る。 評価担当者の研修を適切に実施する。 ○ 2短期大学の評価を実施するため、短期大学機関別認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会1部会（委員3名、専門委員10名）及び財務専門部会1部会（委員2名、専門委員2名）を設置した。 専門委員については、短期大学関係団体、学協会及び経済団体等から広く推薦を求め、12名を選考した。選考に当たっては、対象短期大学の学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を選考した。 また、平成18年度評価における対象短期大学の学科等の状況に応じた評価担当者を配置するため、短期大学関係団体、学協会及び経済団体から推薦のあった候補者の中から専門委員7名を選考した。 ○ 短期大学の希望に応じて認証評価に係る11の評価基準とは異なる側面から短期大学の活動を評価できるよう、「選択的評価事項 A 研究活動の状況」、「選択的評価事項 B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を設定した。 ○ 平成18年度評価に向け、短期大学機関別認証評価実施大綱及び短期大学評価基準について、より分かりやすい内容となるよう表現や字句等を見直し、関係団体への意見照会（パブリックコメント）を経た上で改訂した。 ○ 評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、「自己評価イメージ」を用い実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を図りつつ、短期大学評価の目的、内容及び方法等に関する研修を8月に2日間かけて実施し、活発な質疑応答や意見交換等により、評価担当者の共通認識を深めた。	
③ 評価の実施 平成17年度から、短期大学からの申請に基づいて評価を実施する。 評価実施年度の前年に、各短期大学から評価の申請を受け付ける。各年度末までに評価報告書を作成し、当該短期大学及び設置者に提供し、並びに公表する。		○ 2短期大学について、以下のとおり評価を実施した。 ① 書面調査の実施 対象短期大学から7月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料等について、11の評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした検討に加え、自己評価書の分析結果の整理及び訪問調査の際の調査内容の検討等を行った。（10月上旬まで） ② 訪問調査の実施 書面調査の結果を踏まえ、評価部会の委員・専門委員が、書面調査では確認できなかった事項等を中心として、各短期大学ごとに短期大学関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。（12月上旬から中旬まで） ③ 評価結果の審議等 書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、財務専門部会及び短期大学機関別認証評価委員会で審議の上、評価結果（案）を取りまとめ、当該短期大学に通知した。その後、各対象短期大学から意見の申立てはなく、審議の上、評価結果を確定した。（平成18年2月まで） ④ 評価結果の通知、公表	

		平成18年3月に各対象短期大学及びその設置者に対して当該短期大学の評価結果を通知するとともに、評価結果を「平成17年度短期大学機関別認証評価実施結果報告」として取りまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。（1 短期大学については、平成18年5月に評価結果を通知及び公表予定。） 【 報告書 P21 】		
	③ 評価の受付 平成18年度の評価を実施するため、各短期大学から評価の申請を受け付ける。	○ 平成18年度に実施する評価の申請を受付するため、平成17年9月に依頼文書「平成18年度に実施する短期大学機関別認証評価の申請手続について」をすべての国公立短期大学に送付した。 ○ 平成17年7、8月に全国2カ所（東京、大阪）で短期大学機関別認証評価に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価について周知に努めた。 ○ 各短期大学に対し、認証評価の実施予定時期等について意向調査を実施するとともにその状況も踏まえつつ、機構への申請を検討している短期大学を訪問し、より詳細な内容を説明した。 平成18年度に実施する短期大学機関別認証評価について、1 短期大学からの申請を受け付けた。平成18年度は、機構の認証評価の趣旨の周知等に一層努める取り組みとして説明会の実施会場（福岡）を増やすとともに、訪問説明も積極的に行うこととしている。 【 報告書 P23 】		
④ 評価結果の検証等 評価を実施した短期大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。上記の調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に	平成17年度計画なし	_____		
3) 高等専門学校の教育研究等の総合的状況に関する評価	3) 高等専門学校の教育研究等の総合的状況に関する評価	○ 平成17年3月30日に文部科学大臣に認証評価機関としての認証の申請を行い、平成17年7月12日に高等専門学校の評価を行う認証評価機関として、学校教育法第70条の10において準用する同法第69条の4の規定により文部科学大臣から認証された。 ○ 高等専門学校機関別認証評価委員会の下に評価部会及び財務専門部会等をそれぞれ設置し、評価担当者となる専門委員について、各団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な者を選考するなど、評価体制の整備を図ることができた。 また、各評価部会間の評価内容の差を調整するために、各評価部会の部会長及び財務専門部会の部会長からなる運営小委員会を設置するなど、評価体制を適切に整備した。 ○ 平成18年度評価の実施に向けて、評価の実施内容等の見直しを行い、高等専門学校機関別認証評価実施大綱及び高等専門学校評価基準について、意見照会（パブリックコメント）を経て改訂した。 ○ 評価担当者に対する研修を実施し、「自己評価イメージ」を用い実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容、具体的な評価方法等について評価担当者の共通認識を深めることができた。 ○ 18高等専門学校について予定どおり実施し、平成18年3月に評価結果を通知するとともに、評価結果を「高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」として機構のウェブサイトに掲載した。 評価は、評価担当者の情報の共有や共通認識を図りつつ、対象校が作成した自己評価書等に基づく書面調査と、その書面調査の結果を踏まえた訪問調査により実施した。また、訪問調査においては書面調査等の結果を対象校に伝え、その状況等に関し対象校	A	○ 高等専門学校の認証評価を実施するため、国公立高等専門学校の関係者及び各方面の有識者からなる「高等専門学校機関別認証評価委員会」の下に評価部会及び財務専門部会をそれぞれ設置した。評価体制の整備に当たっては、評価担当者となる専門委員について、各団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な者を選考するなど、適切に行われたことは評価できる。

		との共通理解を図りながら実施した。 書面調査、訪問調査とも計画どおりのスケジュールで評価結果を取りまとめることができ、対象校からの意見の申立てがあったものについて再審議を行い、評価結果を確定した。 ○ また、平成16年度の試行的評価を踏まえて、一つの観点に複数の評価の視点が含まれている場合にも分析しやすいように書面調査票の様式を改めたことや、訪問調査のスケジュールを工夫する等の改善を図った。特に訪問調査のスケジュールは、訪問調査時の確認事項に対して対象校が回答を作成する期間及び機構の評価担当者がその回答を事前に確認する期間を十分に確保するため、試行的評価では訪問調査の2週間前に確認事項を送付し訪問調査の2日前までにその回答の提出を受けていたものを、3～4週間前に送付し、1週間前までに回答を受けるよう改善した。 ○ 平成17年度の評価の申請受付期間は比較的短かったが、各国公私立高等専門学校やその設置者と連携を取り、申請を予定していた18校すべてから申請を受け付けた。 ○ 平成18年度実施の認証評価については、平成17年度申請校数と同数の18校からの申請を受け付けた。 ○ 平成16年度に試行的評価を実施した高等専門学校に対するアンケート調査並びにそれを踏まえてインタビュー調査を実施し、評価対象校等からの有益な意見を得ることができた。これらのデータ・意見等については、今後の高等専門学校の認証評価の在り方の検討に役立てていく。また、今回の検証の実施結果については、平成18年度以降に本格実施する各認証評価の検証の内容や方法の検討に役立てていく。 【 報告書 P24 】
① 高等専門学校からの求めに応じ、機構が定める高等専門学校評価基準に従って当該高等専門学校の教育研究等の総合的な状況について評価を行い、当該高等専門学校が高等専門学校評価基準を満たしているかどうかについて明らかにするとともに、当該高等専門学校の優れた点や改善すべき点等を指摘する。	平成17年度計画なし	
② 試行的評価の実施 高等専門学校に対する評価方法の開発等に資するため、平成16年度に試行的評価を実施する。	平成17年度計画なし	
③ 評価体制の整備等 試行的評価の状況を踏まえ、平成16年度に高等専門学校機関別認証評価委員会（仮称）の設置等評価に必要な体制を整備評価基準及び評価方法等を決定する。 平成17年度までに文部科学大臣から高等専門学校の認証評価機関としての認証を受ける。 各年度において、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。	① 評価体制の整備等 文部科学大臣から高等専門学校の認証評価機関としての認証を早期に受ける。 高等専門学校からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。 この他、適宜評価体制等の見直しを図る。 評価担当者の研修を適切に実施する。	○ 平成17年3月30日に文部科学大臣に認証評価機関としての認証の申請を行い、平成17年7月12日に高等専門学校の評価を行う認証評価機関として、学校教育法第70条の10において準用する同法第69条の4の規定により文部科学大臣から認証された。 ○ 18高等専門学校の評価を実施するため、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会3部会（委員11名、専門委員37名）及び財務専門部会1部会（委員2名、専門委員4名）を設置した。 専門委員については、国公立私立高等専門学校、学協会及び経済団体等から広く推薦を求め、41名を選考した。選考に当たっては、対象高等専門学校の学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を選考した。 また、平成18年度評価における対象高等専門学校数、対象高等専門学校の状況に応じた評価担当者を配置するため、国公立私立高等専門学校、学協会及び経済団体等から推薦のあった候補者の中

		から、専門委員41名を選考した。 ○ 平成18年度評価に向け、高等専門学校機関別認証評価実施大綱及び高等専門学校評価基準（機関別認証評価）について、より分かりやすい内容となるよう表現や字句等を見直し、関係団体への意見照会（パブリックコメント）を経た上で改訂した。 ○ 評価担当者を対象に、共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、高等専門学校評価の目的、内容及び方法等に関する研修を7月に2日間かけて実施した。その際には、試行時において難解であるとの指摘のあった基準等の解釈についての説明や「自己評価イメージ」を用い実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を図った。 【 報告書 P27 】			
④ 評価の実施 平成17年度から、高等専門学校からの申請に基づいて評価を実施する。 評価実施年度の前年度に、各高等専門学校から評価の申請を受け付ける。各年度末までに評価報告書を作成し、当該高等専門学校及び設置者に提供し並びに公表する。	② 評価の実施 平成17年度実施分として年度当初に申請を受け付けた高等専門学校について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該高等専門学校及び設置者に提供し、並びに公表する。	○ 18高等専門学校について、以下のとおり評価を実施した。 ① 書面調査の実施 対象校から7月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料等について、11の評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした検討に加え、自己評価書の分析結果の整理及び訪問調査の際の調査内容の検討等を行った。（10月中旬まで） ② 訪問調査の実施 書面調査の結果を踏まえ、評価部会の委員・専門委員が、書面調査では確認できなかった事項等を中心として、高等専門学校ごとに高等専門学校関係者の面談、教育現場の視察及び学習環境等の状況調査を実施した。（10月下旬から12月上旬まで） ③ 評価結果の審議等 書面調査及び訪問調査の結果をもとに、評価部会、財務専門部会及び運営小委員会で評価結果案を作成し、高等専門学校機関別認証評価委員会で審議の上、評価結果（案）を取りまとめ、当該校に通知し、意見の申立てのあった4校について、その対応について再度審議を行った上で、評価結果を確定した。（平成18年3月まで） ④ 評価結果の通知、公表 平成18年3月に各対象高等専門学校及びその設置者に対して当該高等専門学校の評価結果を通知するとともに、評価結果を「平成17年度高等専門学校機関別認証評価結果報告」として取りまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。 なお、意見の申立てのあった4校については、申立ての内容や、その対応についても記載した評価結果を通知し、公表した。 【 報告書 P32 】			
	③ 評価の受付 年度当初に平成17年度に実施する評価の申請を受け付ける。 平成18年度に実施する評価について、各高等専門学校から評価の申請を受け付ける。		○ 平成17年度に実施する評価のため、文部科学大臣から認証評価機関としての認証を受けた後、直ちにすべての国公立私立高等専門学校に対し、依頼文書「平成17年度に実施する高等専門学校機関別認証評価の申請手続について」を送付した。 なお、受付に先立って、平成17年3月～4月に平成17年度評価の申請予定校を訪問し、評価基準の内容や自己評価の方法等を説明したほか、平成17年4月にすべての国公立私立高等専門学校を対象とする高等専門学校機関別認証評価に関する説明会を開催し、機構の行う認証評価についての理解を深めるよう努めた。 ○ 平成18年度に実施する評価の申請を受付するため、平成17年9月に「平成18年度に実施する高等専門学校機関別認証評価について」をすべての国公立私立高等専門学校に送付した。 平成17年7月27日に高等専門学校機関別認証評価に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価について周知に努めた。 また、各高等専門学校に対し、認証評価の実施予定時期等について意向調査を実施した。 この取り組みにより、平成18年度に実施する高等専門学校機関別認証評価について、18高等専門学校からの申請を受け付けた。 【 報告書 P35 】		

⑤ 評価結果の検証等 評価を実施した高等専門学校に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。 上記の調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。	④ 評価結果の検証等 平成16年度に試行的評価を実施した高等専門学校に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について多面的な調査を実施する。		○ 評価の有効性、適切性についての多面的な調査を行うため、平成16年度に試行的評価を実施した8高等専門学校のうち、4高等専門学校に対し、平成18年2月にアンケート調査を、平成18年3月にインタビュー調査を実施した。 【 報告書 P37 】		
(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価	(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価	○ 大学からの求めに応じて、当該大学の法科大学院の教育研究活動の状況を適切に評価しているか。(法科大学院以外の専門職大学院においては、教育研究活動等の状況に関する評価について、適切に検討しているか。) (主な評価指標) - 法科大学院の教育研究活動の状況に関する評価の実施状況 - 法科大学院以外の専門職大学院の評価に関する検討状況	○ 法科大学院認証評価委員会の下に評価部会を設置し、評価担当者となる専門委員について、各団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、法科大学院認証評価(予備評価)の申請状況に応じて、適切な者を選考するなど、評価体制の整備を図ることができた。平成18年度は13法科大学院の法科大学院認証評価(予備評価)を適切に実施することとしている。 ○ 平成18年度評価の実施に向け、対象法科大学院及び評価担当者にアンケート調査を実施するなど評価の実施内容等の見直しを行い、法科大学院評価基準要綱について、意見照会(パブリックコメント)を経て改訂した。 ○ 評価担当者に対する研修を実施し、「自己評価イメージ」を用い実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容、具体的な評価方法等について評価担当者の共通認識を深めることができた。 ○ 平成17年度の法科大学院認証評価(予備評価)に申請のあった4法科大学院について、予定どおり評価を実施し、平成18年3月に当該法科大学院を置く大学に評価結果を通知した。 評価は、評価担当者の情報の共有や共通認識を図りつつ、対象法科大学院が作成した自己評価書等に基づく書面調査と、その書面調査の結果を踏まえた訪問調査により実施した。また、訪問調査においては書面調査等の結果を対象法科大学院に伝え、その状況等に関し対象法科大学院との共通理解を図りながら実施した。 書面調査、訪問調査とも計画どおりのスケジュールで評価結果を取りまとめることができ、対象法科大学院からの意見の申立てについて再度審議を行い、評価結果を確定した。 この予備評価は、各法科大学院が本評価の実施に先立って教育活動等の改善を図っていくことや、機構の認証評価に対する理解を深めていくことを目的として実施した。 ○ 平成19年度には本評価と予備評価の実施が予定され、対象法科大学院の増加等が見込まれるため、申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保するとともに、必要に応じ評価体制等の見直しを図る。 ○ 平成17年度に実施した4法科大学院及び評価担当者にアンケート調査を実施し、評価基準の内容、書面調査・訪問調査での評価内容・方法、自己評価書の記入方法等についての有益な意見を得ることができた。これらの意見については、平成18年度に実施する予備評価から、多岐にわたり改善に供するとともに、今後の法科大学院の認証評価の在り方の検討に役立てていく。 ○ 法科大学院以外の専門職大学院の評価基準等を検討するため、「専門職大学院認証評価に関する検討会議」を設置した。当会議においては、各専門分野からの多様な意見を得ながら、専門職大学院評価基準作りに当たって専門職大学院に共通する「分野共通事項」のフレーム作りを行うことができた。 平成18年度も引き続き、文部科学省や各専門職大学院等の意見を踏まえつつ、3分野(ビジネス・MO T、会計、公共政策)ご	A	○ 法科大学院の評価基準は他の機関別評価の評価基準よりも法令上の要件が多く、高い水準が要求されており、適切に評価基準を策定し、4法科大学院の評価を実施するため、法科大学院認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会2部会(委員4名、専門委員26名)を設置したことなどは評価できる。今後は、社会の関心がより高いこと等に鑑み、法科大学院の認証評価の適切な実施に向けて、機構が然るべき役割を果たすことを期待したい。 ○ 法科大学院以外の専門職大学院の評価基準等を検討するため、大学関係者や学識経験者などの参画を得て「専門職大学院認証評価に関する検討会議」を設置している。各専門分野から意見を得ながら、専門職大学院評価基準作りに当たって専門職大学院に共通する評価基準モデルの確定をめざして「分野共通事項」のフレーム作りを行ったことは、この分野の評価について先導的な役割を果たすという観点から、適切である。

		との基準等について検討を深め、専門職大学院評価基準モデルの確定のための検討を行う。	
		【 報告書 P39 】	
① 大学からの求めに応じて、機構が定める法科大学院評価基準に従って当該大学の法科大学院の教育研究活動等の状況について評価を行い、法科大学院評価基準を満たしている場合には適格認定を行うとともに、当該法科大学院の優れた点や改善すべき点等を指摘する。	平成17年度計画なし		
② 評価体制の整備等 平成16年度に法曹三者等をはじめとする有識者による法科大学院認証評価委員会（仮称）の設置等評価に必要な体制を整備し、同委員会において評価基準及び評価方法等を決定する。 平成16年度に文部科学大臣から法科大学院の認証評価機関としての認証を受ける。 各年度において、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。	① 評価体制の整備等 法科大学院の教育研究活動の状況に関する評価について、大学からの予備評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。 この他、適宜評価体制等の見直しを図る。 評価担当者の研修を適切に実施する。	○ 4法科大学院の評価を実施するため、法科大学院認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会2部会（委員4名、専門委員26名）を設置した。 専門委員については、国公立大学、法曹三者及び関係団体から広く推薦を求め、18名を選考した。 また、平成18年度評価における対象法科大学院の状況に応じた評価担当者を配置するため、国公立大学及び法曹三者から推薦を求め、専門委員42名を選考した。 ○ 平成18年度評価に向けて、対象法科大学院及び評価担当者に対してアンケート調査を実施した。これにより得られた意見等を踏まえ、法科大学院認証評価基準要綱について、より分かりやすい内容となるよう表現や字句等を見直し、関係団体への意見照会（パブリックコメント）を経て改訂した。 このほか、書面調査・訪問調査での評価内容・方法、自己評価書の記入方法等についての見直しを検討し、平成18年度以降の実施に係る一部の事項の取扱いについての見直しを図ることとした。 ○ 評価担当者の研修は、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、「自己評価イメージ」を用い実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を図りつつ、法科大学院評価の目的、内容及び方法等に関する研修を7月に実施した。	
③ 評価の実施 各法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、教育研究活動の改善に資することを目的として、平成17年度から、大学の希望に応じて、修了者を出す前段階における評価（予備評価）を実施する。 平成19年度から、大学からの申請に基づいて評価（本評価）を実施する。 評価実施年度の前年に、各大学から評価の申請を受け付ける。各年度末までに評価報告書を作成し、当該大学及び設置者に提供し、並びに公表する。	② 評価の実施 各法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、教育研究活動の改善に資することを目的として、大学の希望に応じて、修了者を出す前段階における評価（予備評価）を実施し、評価報告書を当該大学に提供する。	○ 4法科大学院について、以下のとおり評価を実施した。 ① 書面調査の実施 対象校から7月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料等について、10章54の評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした検討に加え、自己評価書の分析結果の整理及び訪問調査の際の調査内容の検討等を行った。（10月まで） ② 訪問調査の実施 書面調査の結果を踏まえ、評価部会の委員・専門委員が、書面調査では確認できない内容等を中心として、各対象法科大学院ごとに法科大学院関係者との面談、教育現場の視察及び学習環境等の状況調査を実施した。（11月） ③ 評価結果の審議等 書面調査及び訪問調査の結果をもとに、評価部会、運営連絡会議での審議を経て、法科大学院認証評価委員会で審議の上、評価結果（案）を取りまとめ、当該法科大学院に通知し、意見の申立てのあった1法科大学院について、その対応について審議を行った上で、評価結果を確定した。（平成18年3月まで） ④ 評価報告書の通知 平成18年3月に各対象法科大学院を置く大学に対して評価報告書を通知した。なお、意見の申立てのあった1法科大学院については、申立ての内容や、その対応についても記載した評価結果を	【 報告書 P41 】

			通知した。 ○ この法科大学院認証評価（予備評価）の実施は、各法科大学院が本評価に先立って教育研究活動等の改善を図っていくことや、機構の認証評価に対する理解を深めていくことを目的に実施した。 ○ 平成17年度に実施した4法科大学院及び評価担当者に対して実施したアンケート調査の意見等を踏まえ、評価基準の内容、書面調査・訪問調査での評価内容・方法等についての見直しを検討し、平成18年度以降の実施に係る一部の事項の取扱いについての見直しを図ることとした。 【 報告書 P46 】		
	③ 予備評価の受付 平成18年度に実施する評価（予備評価）について、法科大学院を置く各大学から評価の申請を受け付ける。		○ 平成18年度に実施する評価の申請を受付するため、平成17年9月に依頼文書「平成18年度に実施する法科大学院認証評価（予備評価）について」をすべての法科大学院を置く大学に送付した。 ○ 平成17年8月に法科大学院認証評価に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価について周知に努めた。 ○ 各法科大学院に対し、認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施するとともに、その状況も踏まえつつ、機構に申請を検討している法科大学院を訪問し、より詳細な内容を説明した。平成18年度に実施する認証評価（予備評価）について、13大学からの申請を受け付けた。 【 報告書 P48 】		
④ 評価結果の検証等 評価を実施した法科大学院に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。 上記の調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。	平成17年度計画なし				
⑤ 法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価 法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価については、その必要性に応じて検討を行う。	④ 法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価 法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価について検討を行い、必要に応じて、認証評価機関としての認証を受けるべく準備を進める。		○ 法科大学院以外の専門職大学院認証評価の評価基準及び評価方法等について検討することを目的として、専門職大学院に関し広く高い識見を有する大学関係者及び社会、経済、文化その他に関する学識経験者からなる「専門職大学院に関する検討会議」を設置し、専門職大学院評価基準モデルの整理等を行った。 評価基準の検討に当たっては、専門職大学院の教育研究活動の状況について、「専門職大学院の分野の種類にかかわらずの共通の事項」及び「分野固有の事項」の両面について検討を行い、特に「分野固有の事項」については、多数の専門職大学院が設置されている3分野（ビジネス・MOT、会計、公共政策）を中心に検討を行うこととし、検討会議メンバーのグループ分け等を行った。 【 報告書 P49 】		
（3）国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価	（3）国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価	○ 国立大学法人等の教育研究活動の状況について、効果的な評価方法等の検討を適切に行い、基本的方向性等を適切に整理しているか。 （主な評価指標） 評価方法等の検討・整理状況	○ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価に関して、文部科学省国立大学法人評価委員会の審議状況も踏まえ、大学関係者や各界からの有識者からなる国立大学教育研究評価委員会において検討を行った。委員会においては、専門の立場からの有用な意見を得ることができ、教育研究活動等の水準向上等に資することができるような効果的な評価方法等の検討を行った。 今後は、評価者の負担、評価スケジュールを考慮した教育研究の水準に関する評価の実施方法、質の向上度を踏まえ達成状況の	A	○ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価に関して、文部科学省国立大学法人評価委員会の審議状況も踏まえ、大学関係者や各界からの有識者からなる国立大学教育研究評価委員会において検討を行ったことなどは評価できる。 ○ 国立大学法人評価の重要性に鑑み、次年度以降も、国立大学法人評価委員会の検討状況を踏まえつつ、さらに適切に検討を進める必要がある。 ○ 文部科学省国立大学法人評価委員会の「中期目標期間終了

			評価の実施方法などについて検討が必要であり、平成18年度も引き続き、評価の実施に向けて、さらに具体的な評価方法等の検討を進める。 なお、文部科学省国立大学法人評価委員会の「中期目標期間終了時の評価に関するワーキング・グループ」に対して、機構での教育研究評価の検討状況を説明することが予定されており、文部科学省国立大学法人評価委員会とより一層の連携をとりつつ、検討を進める。 【 報告書 P51 】		時の評価に関するワーキング・グループ」に対して、機構での教育研究評価の検討状況が説明されているが、評価者の負担、評価スケジュールを考慮した教育研究の水準に関する評価の実施方法、質の向上度を踏まえた達成状況の評価の実施方法などについて、さらに適切に検討を進める必要がある。
① 評価方法の開発 国立大学教育研究評価委員会（仮称）を設置し、関係者の意見を聴取しつつ、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動の水準の向上等に資することができるような効果的な評価方法を開発する。	① 評価方法の検討 国立大学教育研究評価委員会において、関係者の意見を聴取しつつ、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動等の水準の向上等に資することができるような効果的な評価方法の検討を行い、その基本的方向性等について、文部科学省国立大学法人評価委員会と連携・調整の上、整理する。		○ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究評価に関する審議に当たり、「国立大学教育研究評価委員会」での審議を効率的に進めるため、ワーキンググループの設置期間を平成17年度末まで延長した。 ○ 委員会では、平成17年3月に中間的に整理した「これまでの審議状況」で引き続き検討を要するとされた事項や文部科学省国立大学法人評価委員会での審議を踏まえた検討を行うなど、教育研究評価の基本的方針及び具体的な評価方法等の検討を適切に行った。また、文部科学省国立大学法人評価委員会における審議に供することができるように、平成17年度において検討した内容を盛り込み「中間まとめ」（平成18年4月とりまとめ）としてまとめるべく審議を行った。（委員会を4回、ワーキンググループを8回開催） 【 報告書 P52 】		
② 評価体制の整備等 評価実施に向けて、研究活動の調査・分析体制を含む必要な評価組織、業務体制を整備する。 また、評価に必要な情報・データの収集・蓄積、分析等を進める。	平成17年度計画なし		_____		
③ 評価の実施 国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動について、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の主として中期目標の達成状況という観点から評価を行う。	平成17年度計画なし		_____		

(2) 学位授与（Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

中 期 計 画	年 度 計 画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実績	評定	委員のコメント
学位授与	学位授与	○ 単位積み上げ型による申請者に係る審査等を適切に行い、学士としての水準を有していると認められる者に対して、適切に学位を授与しているか。 ○ 省庁大学校修了に基づく申請者に係る審査等を適切に行い、学士・修士・博士としての水準を有していると認められる者に対し、適切に学位を授与しているか。	○ 機構の学位授与制度は、高等教育段階の様々な学習の成果を評価し、大学の学部卒業者、大学院の修了者と同等の学力を有すると認められる者に対して学位を授与するもので、機構は、我が国において大学以外で学位を授与することができる唯一の機関である。平成17年度においても、短期大学・高等専門学校卒業者等の単位積み上げ型の学習者2,535人に対して学士の学位授与を、また、いわゆる省庁大学校の修了者1,123人に対して学士（985人）、修士（110人）、博士（28人）の学位授与を行い、これにより合計で3,658人が新たに学位を取得した。 また、学習者が単位を積み上げることができる短期大学と高等専門学校の専攻科5専攻（5校）を認定した。 これらの審査及び認定は、大学教員の参画を得て厳正に行っており、学習者の機会の拡大と同時に機構が授与する学位の質を確保した。 【 報告書 P54 】	A+	○ 学位授与事業において、申請者数が増加する中、大学以外の学位授与権を持つ我が国で唯一の機関として、きめ細かく厳正な審査を行っており、不測の事態や身体に障害のある申請者からの申出に対しても適正に対応できている。 今後も引き続き、適切な学位授与業務の遂行に努め、国民の期待に応えていくことが望まれる。 ○ 短期大学・高等専門学校卒業者等の単位積み上げ型の学習者2,535人に対して学士の学位授与を行い、また、いわゆる省庁大学校の修了者1,123人に対して学士（985人）、修士（110人）、博士（28人）の学位授与を行い、さらに、学習者が単位を積み上げることができる短期大学と高等専門学校の専攻科5専攻（5校）を認定したことは評価できる。
(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について	(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について	○ 単位積み上げ型による申請者に係る審査等を適切に行い、学士としての水準を有していると認められる者に対して、適切に学位を授与しているか。 (主な評価指標) ・ 申請に対する学位授与審査の実施状況等 ・ 申請者の利便性向上への取組み状況 ・ 専攻科の認定審査の実施状況等	○ 4月期と10月期の2回、学位授与申請の受付を行った後、申請書類の検査、修得単位の審査、学修成果（レポート又は作品）及び試験（小論文試験又は面接試験）の審査を経て、学位審査会で合否を判定し、合格と判定された2,535人に対して規則どおり申請後6月以内に、それぞれの専攻分野に係る学士の学位を授与した。 ○ 専攻に係る学士の水準を保持するため、個々の申請者の専攻区分、学修成果のテーマに即して専門委員が当該申請者用に作成した試験問題により試験を実施し判定を行うなど、きめ細かな審査を行った。 ○ また、短期大学又は高等専門学校の専攻科の認定申出に関しても、学位審査会及び専門委員会・部会で、大学設置基準に準じて定めた規則に基づき教育課程及び教員組織等の審査を行い、5専攻（5校）を認定し設置者に通知した。 【 報告書 P56 】	A+	○ 4月期と10月期の2回、学位授与申請の受付を行った後、申請書類の検査、修得単位の審査、学修成果（レポート又は作品）及び試験（小論文試験又は面接試験）の審査を経て、学位審査会で合否を判定し、合格と判定された2,535人に対して規則どおり申請後6月以内に、それぞれの専攻分野に係る学士の学位を授与したことは評価できる。 ○ 専攻に係る学士の水準を保持するため、個々の申請者の専攻区分、学修成果のテーマに即して専門委員が当該申請者用に作成した試験問題により試験を実施し判定を行うなど、きめ細かな審査を行ったことは評価できる。 ○ 短期大学又は高等専門学校の専攻科の認定申出に関しても、学位審査会及び専門委員会・部会で、大学設置基準に準じて定めた規則に基づき教育課程及び教員組織等の審査を行い、5専攻（5校）を認定し設置者に通知したことは評価できる。
① 毎年度2回、4月期と10月期に申請受付を行う。審査に当たっては、申請者に対し単位修得状況及びレポート又は作品といった学修成果の提出を求め、大学の学部と同等の履修形態に基づいて必要な単位を修得し、その学修成果が学士の水準に達しているかを審査する。さらに、申請者にその学修成果の内容が定着しているか小論文試験等による審査の上、総合的に判定し、学士としての水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学位を授与する。	① 当該年度2回（4月期と10月期に）の申請受付を実施する。審査に当たっては、申請者に対し単位修得状況及びレポート又は作品といった学修成果の提出を求め、大学の学部と同等の履修形態に基づいて必要な単位を修得し、その学修成果が学士の水準に達しているかを審査する。さらに、申請者にその学修成果の内容が定着しているか小論文試験等による審査の上、総合的に判定し学士としての水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学位を授与する。		○ 平成17年度においても、4月期と10月期の2回、学位授与申請の受付を行っており、 ① 「申請書類の検査」 ② 申請者の修得単位が申請のあった専攻区分ごとに機構の定める修得単位の基準を満たしているかどうかを判定する「修得単位の審査」 ③ 申請者が提出した学修成果（レポート又は作品）の内容が申請者の学力として定着しているか、また、専攻に係る学士の水準の学力を有しているかを判定するために実施する「小論文試験又は面接試験（4月期申請は6月、10月期申請は12月）」 ④ 専攻区分ごとの専門委員会・部会で、学修成果の内容及び試験結果を受けて個々の申請者に対する判定案を作成する「学修成果・試験の審査」 ⑤ 学位審査会で各専門委員会・部会の判定案を取りまとめる「学位審査会による合否判定（4月期は8月、10月期は2月）」を経て、合格と判定された2,535人に対して規則どおり申請後6月以内に、それぞれの専攻分野に係る学士の学位を授与した。 ○ なお、10月期申請においては、大阪試験場で、北陸・山陰地方の記録的な大雪による交通機関の乱れにより、8人の受験者に対して、最大約1時間半試験時間を繰り下げて小論文試験を実施した。このように、平成17年度の10月期申請に係る小論文試験にお		○ 10月期申請においては、大阪試験場で、北陸・山陰地方の記録的な大雪による交通機関の乱れにより、8人の受験者に対して、最大約1時間半試験時間を繰り下げて小論文試験を実施したが、これは、不測の事態への適正な対応として評価できる。

		いては、不測の事態が生じる結果となったが、適正に対応できたものと考えている。	
② 我が国における高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、また必要に応じ新しい専攻区分を設定するため、本機構が定める学位取得に必要な単位の基準を、大学の教育の実施状況等も参考にしつつ見直し又は整備する。	② 我が国における高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、本機構が定める学位取得に必要な単位の基準のうち、専攻基準について、56の専攻区分中9の専攻区分を見直し、改正する。	【 報告書 P58 】	○ 専攻区分別の修得単位の審査基準については、55の専攻区分中、8専攻区分について改正するとともに、社会科学と工学の複合領域に対応するため、新たに「社会システム工学」の1専攻区分を追加した。
		○ 申請予定者は、専攻基準に基づき学修を重ねるため、平成16年度及び平成17年度からの専攻基準の改正については、申請者が不利益を被ることがないように、既に平成15年4月には認定専攻科等に対して文書で通知を行うとともに、平成17年度においても、機構のウェブサイトに掲載して周知を図ったため、申請受付に当たっては、特に混乱はなく対応できた。	
③ 申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。	③ 申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。	【 報告書 P61 】	○ 専攻区分別の修得単位の審査基準については、55の専攻区分中、8専攻区分について改正するとともに、社会科学と工学の複合領域に対応するため、新たに「社会システム工学」の1専攻区分を追加したことは評価できる。
		○ 申請者に係る審査及び専攻科の認定等を実施するため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者20人で構成される学位審査会を設置した。その下に、①申請者に係る修得単位の審査、②学修成果・試験の審査、③専攻科の認定等に関し教員組織等の審査を行うため、分野別に専門家327人（専門委員280人・臨時専門委員47人）の協力を得て、49の専門委員会・部会を設置した。	
④ 平成17年度より、学位授与の審査における不合格者に対し、当該不合格者の今後の学修に資する等の観点から、より丁寧に不合格の理由を明らかにするなど、その理由を申請者へ伝える方策の改善を図る。	④ 学修成果が学士の水準に達していないことによる不合格者に対して、その理由を通知する。	○ 平成18年度から、専門委員の安定的な確保などを行うため、これまで1年であった委員の任期を2年に改正するとともに、小論文試験の試験問題作成等に係る業務量が膨大である旨の委員からの意見を受け、専門委員会・部会ごとの委員数を調整して、小論文試験の試験問題作成に係る委員の負担の軽減を図ることとした。	○ 国公立大学の教員等で高度な学識を有する者20人で構成される学位審査会を設置した。その下に、①申請者に係る修得単位の審査、②学修成果・試験の審査、③専攻科の認定等に関し教員組織等の審査を行うため、分野別に専門家327人（専門委員280人・臨時専門委員47人）の協力を得て、49の専門委員会・部会を設置したことは評価できる。
		【 報告書 P63 】	
		○ 学修成果・試験の結果が「不可」で、再度申請する場合に学修成果を書き直す必要性のある申請者に対しては、これまでは、単に「学修成果のテーマの設定が適切でない。」又は「学修成果の内容が水準に達していない。」という不可判定理由を通知するのみであった。平成17年度からは、これに加えて学修成果を書き直すための留意事項を伝えることにした。その結果、再度申請する際にどの点に留意して学修成果を書き直せばよいかということが申請者にとってより明確になり、再度申請する者にとっては有益な情報となった。また、申請者からの一方向の情報にのみ基づき判定を行っていた専門委員にとっても、学修成果の書き直しに限定はされるが、教育的な配慮を施すことができた。	○ 学修成果・試験の結果が「不可」で、再度申請する場合に学修成果を書き直す必要性のある申請者に対して、平成17年度からは、新たに学修成果を書き直すための留意事項を伝えることとしたことは評価できる。
⑤ 申請者等の利便性を図るため、本機構が行う学位授与制度や申請方法等について、積極的にわかりやすく情報提供を行う。	⑤ 本機構が行う学位授与制度や申請方法等を具体的に示す「新しい学士への途」や「学位授与申請書類」を見直し、改善する。改善に当たっては、利用者等の意見を反映する。	【 報告書 P65 】	
		○ 申請者の利便性を図るため、利用者等の意見を反映し改善した「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」を平成17年度も印刷媒体で配付するとともに、機構のウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードできるようにした。	
⑥ 平成20年度までにできるだけ速やかに、申請者がインターネットを利用して申請できるサービスを開始する。	⑥ 電子申請システムのプロトタイプを試行的に内部運用し、問題点等を把握する。	【 報告書 P66 】	○ 「電子申請システム」は、「学位授与事業支援システム」の一部であるので、「科目審査支援システム」や「試験問題作成支援システム」との連携を前提に、計画どおり平成20年度からの運用開始を目指して着実に準備を進めていることは理解できる。また、「科目審査支援システム」については平成18年度から仮システムでの試行を可能とし、「試験問題作成支援システム」についても平成18年度から運用を可能としている。今後、各システム間の連携を図り、更なる機能拡張を行い、学位授与事業における申請者の利便性の向上や業務の効率化・合理化を図る統一システムとしての
		○ 現在、学位授与申請は、郵送のみで受け付けているが、インターネットを利用した本格的な電子申請を平成20年度から導入するための準備を進めている。平成17年度には、当初の計画どおり、平成16年度に構築した電子申請システムのプロトタイプを内部的に運用して、画面のレイアウトや入力方法等について問題点を把握した。	
		この「電子申請システム」は、学位授与事業における業務の効率化・合理化を図ることを目的に構築している統一システム「学位授与業務支援システム」の一部であり、「科目審査支援システム」や「試験問題作成支援システム」との連携を前提に構築を進	

			めており、「科目審査支援システム」については仮システムの構築を行い、平成18年度から仮システムでの試行を可能とし、また、「試験問題作成支援システム」については仮システムで試行を行い、平成18年度からの運用を可能とした。 今後は、科目審査支援システムの不備を洗い出すとともに、統一システムの検証を行い、平成20年度の運用開始に向けて、学位授与業務支援システム全体の連携を考慮に入れた電子申請システム（ウェブ入力部分）を構築する。 【 報告書 P68 】		完成を目指すことが期待される。ただし、電子申請システムによる申請受理は一層の利便性を強化することになるが、情報の管理には細心の留意が必要である。
⑦ 小論文試験の会場を1カ所以上増設する。	⑦ 申請者数の動向等を踏まえつつ、試験場増設等の必要性の有無について検討する。		○ 試験場増設等の必要性については、申請者の現住所から算出した受験予定者数と実施経費との費用対効果、また、試験監督者等の試験実施体制におけるコストも考慮に入れて検討したが、前年度に増設した経緯もあり、現段階では増設等の必要はないと判断した。 【 報告書 P72 】		
⑧ 身体に障害のある申請者に対しては、障害等の種類・程度に応じ手話通訳や点字といった受験上の特別措置を講じる。	⑧ 身体に障害のある申請者に対しては、試験場を別途準備する等、障害等の種類・程度に応じた受験上の特別措置を講じる。		○ 身体に障害のある申請者からの申出に基づき、申請者がその知識・能力を十分に発揮できるよう、その障害の種類・程度に応じ、試験日、試験時間、出題・解答の方法、試験場の整備等について、受験上の特別措置を講じている。 平成17年度は、10月期申請において、3人から特別措置の申出があったので、それぞれの障害の状況に応じて、きめ細かな措置を講じた。 【 報告書 P73 】		○ 身体に障害のある申請者からの申出に基づき、その障害の種類・程度に応じ、試験日、試験時間、出題・解答の方法、試験場の整備等について、受験上の特別措置を講じ、平成17年度は、10月期申請において、3人からの特別措置の申出に対し、それぞれの障害の状況に応じて、きめ細かな措置を講じたことは評価できる。
⑨ 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定申出を受けて、当該専攻科が大学教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準に準じて審査を行い、申出のあった年度末までに当該専攻科の設置者に対して認定の可否を通知する。	⑨ 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定申出については、当該専攻科が大学教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準に準じて審査を行い、平成17年度末までに当該専攻科の設置者に対して認定の可否を通知する。		○ 平成18年度からの専攻科の認定を希望する短期大学の専攻科4専攻（4校）及び高等専門学校の専攻科1専攻（1校）から認定の申出があり、学位審査会及び専門委員会・部会において、規則に基づき、審査を行った。審査に当たっては、大学以外の高等教育機関における学習機会の多様化と質の保証を確保するため、教育課程が大学教育の水準を有するか、授業科目を担当する教員が大学設置基準に定める教授、助教授又は講師の資格に相当する資格であるかなどについて審議を行い、5専攻（5校）を認定し設置者に通知した。 【 報告書 P75 】		
⑩ 認定された専攻科の教育が大学教育に相当する水準に維持されていることを確保するため、原則として5年ごとにその実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。	⑩ 平成7年度及び平成12年度に認定等を受けた専攻科の教育が大学教育に相当する水準に維持されていることを確保するために、当該専攻科の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。		○ 短期大学又は高等専門学校の認定専攻科の質の保証を確保するため、平成7年度及び平成12年度に専攻科の認定を行った短期大学の専攻科31専攻（23校）及び高等専門学校の専攻科24専攻（10校）に対して、学位審査会及び専門委員会・部会において、規則に基づき、教育の実施状況等の審査を行った。その結果、審査対象の55専攻（33校）すべてを「適」と判定し設置者に通知した。 【 報告書 P77 】		
⑪ 申請機関側の申請手続きに係る事務省力化に資するため、専攻科認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する仕組みを導入する。	⑪ 専攻科認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で試行的に提供する。		○ 専攻科の認定申出等に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供するため、平成17年度は、試行的にこれらの申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構ウェブサイトに掲載した。このことにより、専攻科の認定申出等を予定する機関にとっては、試行段階でのデータではあったが、申請手続の省力化の一助になった。平成18年度から、平成17年度の試行結果を踏まえ、本格運用を開始する予定である。 【 報告書 P79 】		
⑫ 学位取得者等に対するアンケート調査を実施し、その結果等も踏まえ、外部の有識者からなる検証組織によ	⑫ 学士の学位授与業務について、自己点検及び外部検証を次年度に行うため、学位取得者等に対する		○ 学位取得者に学位記を送付する際にアンケート調査票を同封したところ、4月期で398人に送付して262人から回答があった。このアンケート調査の分析により得られた知見に基づき、「新しい		○ 学位取得者に学位記を送付する際にアンケート調査票を同封したところ、4月期で398人に送付して262人から回答があり、このアンケート調査の分析により得られた知見に

り単位積み上げ型による学士の学位授与業務について検証等を行う。	アンケート調査を実施する。		学士への途」のFAQの項目を追加するとともに、専攻分野と専攻区分について分かりやすい記述を盛り込むなどの見直しを図った。	【 報告書 P81 】	基づき、「新しい学士への途」のFAQの項目を追加するとともに、専攻分野と専攻区分について分かりやすい記述を盛り込むなどの見直しを図ったことは評価できる。
(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について	(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について	○ 省庁大学校修了に基づく申請者に係る審査等を適切に行い、学士・修士・博士としての水準を有していると認められる者に対し、適切に学位を授与しているか。 (主な評価指標) ・ 教育課程の認定審査等の実施状況等 ・ 省庁大学校修了に基づく学位授与審査の実施状況等	○ 学士については、単位修得及び課程修了に係る証明書の審査、また、修士及び博士においては、論文審査及び面接による口頭試問も実施し、学位審査会で合否を判定した。合格と判定された学士985人については申請後1月以内に、修士110人、博士28人については申請後6月以内に学位を授与した。特に、修士、博士の学位授与の審査に当たっては、個々の申請者の専攻区分、論文題目に即した専門的知識を有する複数の専門委員が論文審査及び口頭試問を実施し、それぞれの学位の水準を確保すべく判定を行った。	【 報告書 P83 】	A ○ 特に、修士、博士の学位授与の審査に当たっては、個々の申請者の専攻区分、論文題目に即した専門的知識を有する複数の専門委員が論文審査及び口頭試問を実施し、それぞれの学位の水準を確保すべく判定を行ったことは評価できる。 ○ 高等教育の機会を広げる意味で、博士相当課程に関しても積極的に取り組んでいることは評価される。博士論文審査に当たっては、博士課程を持つ大学の水準を見ながら慎重に進める必要があり、引き続き、厳正な審査に努められたい。
① 省庁大学校の教育課程の認定申出を受けて、当該教育課程が大学又は大学院教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準又は大学院設置基準に準じて審査を行い、申出のあった年度末までに当該教育課程の設置者に対して認定の可否を通知する。	① 省庁大学校の教育課程の認定申出については、当該教育課程が大学又は大学院教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準又は大学院設置基準に準じて審査を行い、平成17年度末までに当該教育課程の設置者に対して認定の可否を通知する。		○ 平成17年度は、新たに課程認定を申し出た省庁大学校はなかったが、平成18年度には、国立看護大学校から博士相当課程の認定申出がなされる予定であり、事前相談に応じて、申請の準備が円滑に進められるよう助言を行った。	【 報告書 P85 】	
② 認定された教育課程の教育が大学又は大学院と同等の水準に維持されていることを確保するため、原則として5年ごとにその実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。	② 平成7年度及び平成12年度に認定等を受けた教育課程の教育が、大学又は大学院と同等の水準に維持されていることを確保するために、当該教育課程の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。		○ 平成17年度は、教育の実施状況等の審査に該当する省庁大学校はなかったが、平成18年度には、防衛大学校の本科及び理工学研究科（前期課程・後期課程）、国立看護大学校看護学部看護学科が該当する予定であり、事前相談に応じて、提出書類等の準備が円滑に進められるよう助言を行った。	【 報告書 P86 】	
③ 申請者に係る審査及び教育課程の認定等の審査を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。	③ 申請者に係る審査及び教育課程の認定等の審査を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。		○ 申請者に係る審査及び課程認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者20人で構成される学位審査会を設置した。その下に、①論文審査及び口頭試問、②課程認定等に関し教員組織等の審査を行うため、分野別に専門家の協力を得て、専門委員会・部会を設置した。 また、修士及び博士の審査に当たっては、申請者の専攻区分及び論文の内容によっては、その専門に適した臨時専門委員を委嘱するなど、審査体制の整備を図った。	【 報告書 P87 】	
④ 申請機関側の申請手続きに係る事務省力化に資するため、教育課程認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する仕組みを導入する。	④ 教育課程認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で試行的に提供する。		○ 課程認定申出等に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供するため、平成17年度は試行的にこれらの申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構ウェブサイトに掲載した。平成18年度から、平成17年度の試行結果を踏まえ、本格運用を開始する予定である。	【 報告書 P88 】	
⑤ 省庁大学校修了に基づく申請者に対し、毎年度、学士、修士又は博士の申請受付を行う。学士については単位修得状況及び課程修了証明書に基づき申請後1月以内に審査を終了し、学位を授与する。また、修士及	⑤ 当該年度の省庁大学校修了に基づく申請者に対し、学士、修士又は博士の申請受付を実施する。学士については単位修得状況及び課程修了証明書に基づき申請後1月以内に審査を終了し、学位を授与		○ 申請者の便宜等も考慮し計画どおり実施した。具体的には、 ① 学士については、7大学校7課程の修了者から申請があり、これらの大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき、学位審査会で合格と判定された985人に申請後1月以内に学士の学位を授与した。 ② 修士については、3大学校4課程の修了者から申請があり、		○ 課程認定申出等に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供するため、平成17年度は試行的にこれらの申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構ウェブサイトに掲載した。平成18年度から、平成17年度の試行結果を踏まえ、本格運用を開始する予定であることは評価できる。

び博士については単位修得状況の審査に加え、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して学位を授与する。	する。また、修士及び博士については単位修得状況の審査に加え、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して学位を授与する。		単位修得及び課程修了確認を行うとともに論文審査及び面接による口頭試問を実施し、学位審査会で合格と判定された110人に申請後6月以内に修士の学位を授与した。 ③ 博士については、2大学校2課程の修了者から申請があり、単位修得及び課程修了確認を行うとともに論文審査及び面接による口頭試問を実施し、学位審査会で合格と判定された28人に申請後6月以内に博士の学位を授与した。 ○ 学士、修士、博士のそれぞれの学位の水準を確保するため、学位授与の審査に当たっては、個々の申請者の専攻区分、論文題目に即した専門的知識を有する複数の専門委員が判定を行っている。 【 報告書 P90 】		
⑥ 外部の有識者からなる検証組織により省庁大学校修了者に対する学位授与業務について検証等を行う。	平成17年度計画なし				

(3) 調査及び研究 (Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

中 期 計 画	年 度 計 画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実績	評定	委員のコメント
調査及び研究	調査及び研究	○ 機構の行う大学評価事業及び学位授与事業に資するという観点から、それらに関する調査研究を適切に実施しているか。また、研究成果を適切に公表しているか。	○ 機構が行う調査研究には、機構が行う大学評価及び学位授与の業務の遂行に資すること、広く高等教育にかかわる概念構築に寄与することが求められている。これらの使命を果たすため、機構では「大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究」及び「学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究」という、大別して2つのテーマでの調査及び研究を実施している。 これらのテーマのもと、大学・高等教育機関の質的向上を支援促進し、社会に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすための効率的な評価システムの構築を目的とした大学等の評価に関する調査研究と、生涯学習教育において高等教育レベルの多様な学習の成果を適切に評価するシステムなど、学習の評価に関わる問題についての調査研究を実施している。 これらの調査研究の成果は、機構が発行する学術誌『大学評価・学位研究』、機構ウェブサイト、学術論文、口頭発表等により積極的に公表している。また、調査研究にかかわる国際交流も精力的に行っている。 【 報告書 P93 】	A	○ 機構の行う調査研究が、社会の流動化、多様化を踏まえた機構の業務の不断の改善につながることを期待される。 ○ 機構の調査及び研究がさらに充実し、この面における日本の調査・研究を先導し、時代のニーズに即応することが期待される。大学で行われている同種の研究の総括なども加えていくことにより、この分野の学問的進展に寄与することが期待される。
(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究	(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究	○ 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究を適切に実施しているか。また、研究成果を適切に公表しているか。 (主な評価指標) ・ 調査研究プロジェクトの進捗状況 ・ 研究成果の公表状況	○ 機構内の大学評価に関する①大学評価の手法、評価指標の研究開発、②評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究、③大学外組織の評価の大学評価への活用研究、④大学評価における情報技術(IT)の活用研究、⑤機構の評価の機能及び有効性の研究の5つのプロジェクトは中期計画及び年度計画に沿って活発に実施されている。これらの調査研究は、大学評価事業と深く関係しており、各プロジェクトで得られた成果は大学評価システムの構築と大学評価事業に有効に活用されている。また、大学等への大学評価の普及のために、調査研究により得られた結果の積極的な公表に努めており、その結果として中間的成果ではあるが多くの学術論文誌への掲載、学会発表等を行うなど成果が上がっている。 ○ 大学評価及び学位授与を中心としてこれらに関連する高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート・資料などを掲載する学術誌「大学評価・学位授与」を平成17年度に2号発行した。これにより、大学評価及び学位授与に関する研究成果の集積及び公表が行われ、高等教育研究の発展と普及に貢献している。また、調査研究に係る海外の研究者来日時には公開講演会等を開催し、調査研究成果を直接的に外部へ情報発信している。平成17年度は計5回の公開研究会等を開催した。 【 報告書 P95 】	A	○ 大学の経営体化の動向と経営的手法の導入状況に関する調査を着実に推進するという観点から、大学の経営体化の動向と経営的手法の導入状況に関する調査として、日本全国の大学、短期大学、高等専門学校を対象として質問紙調査を平成17年12月に実施し、第三者機関としての機構と大学との関係について配慮しつつ、大学に対して訪問調査を実施した。さらに、当該調査の詳細な分析を進めて、大学評価の改善と大学の教育研究の質の向上に向けて、継続的な調査研究を今後とも推進しようとしていることは評価できる。
1) 調査研究プロジェクト (()内は中期目標との主たる関係)	1) 調査研究プロジェクト		○ 平成17年度事業計画に基づき、機構内の教員を中心に、他の組織からも高い専門的知識を有する教職員を共同研究者として迎え、①大学評価の手法、評価指標の研究開発、②評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究、③大学外組織の評価の大学評価への活用研究、④大学評価における情報技術(IT)の活用研究、⑤機構の評価の機能及び有効性の研究の5つのプロジェクトを遂行した。これらの調査研究は大学評価事業と深く関係しており、各プロジェクトで得られた成果は大学評価事業に有効に活用されている。また、研究成果は随時公表に努めており、その結果として、多くの論文、学会発表等の成果が上がっている。 【 報告書 P96 】	A	○ 大学経営のあり方は大学のパフォーマンスに大きな影響を与えるものであり、大学評価はその状況を知る手段である。今後、大学経営のあり方を追求することがますます重要となると考えられ、欧米における非営利組織の経営論が充実する中、この分野での研究の深化が求められる。

① 大学評価の手法、評価指標の研究開発（目標①、⑤） 平成17年度までに、大学の諸活動に関する測定指標に係る調査研究を行う。 平成20年度までに、上記の成果及び当該時における状況を踏まえた、国内外の大学等での自己評価及び大学評価機関における評価の最新状況及び理論の把握及び大学評価の組織、手法、指標、評価の活用法の研究開発を行う。	① 大学評価の手法、評価指標の研究開発 大学の諸活動に関する測定指標に係る調査研究を平成15年度から平成17年度までの3年計画で行う。本年度は、その3年目であり、平成16年度から研究、教育、経営に関する様々な指標の適切性についての実証的な分析を開始しており、本年度も論文データベースを用いた分析や授業評価の実施状況についての調査などを継続して実施する。本年度は、当初計画の最終年であることから、これまで得られた、大学の諸活動に関する指標群やその問題点・有効性に関する知見を取りまとめ、報告書等の出版物として公表する。	○ 本年度は研究、教育、経営に関する様々な指標の適切性についての実証的な分析を行い、その研究成果を報告書（全12編、253ページ）としてまとめて、ウェブサイトなどを通じて広く公表した。具体的には、授業評価、卒業生調査、教育改善のチェック手法に関する国内外の調査、論文データベースを用いた引用指標の問題点の把握や研究業績と各種の指標との関係の分析、研究評価の海外事例の調査、大学の財務分析、学内で指標を分析する部署のあり方に関する調査などを行い、大学の諸活動を示す指標について、その問題点や有効性を具体的な分析に基づいてまとめた。 【 報告書 P98 】			
② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究（目標①、⑤） 平成17年度までに、日英高等教育に関する協力プログラムにおいて、日英の大学経営の在り方等に関する共同研究を行う。 平成20年度までに、上記の成果及び当該時における状況を踏まえた、外国機関との協力による大学評価の組織、手法、指標等及び評価の活用法の研究開発を行う。	② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究 本年度は、日英高等教育に関する協力プログラムにおいて、前年度に行った「スタディ・ビジット」の成果を取りまとめ、研究成果のフィードバック、普及のための日本でのセミナーを開催し、日英の大学経営の在り方等に関する共同研究を行う。	○ 平成17年1月から2月にかけて実施された「スタディービジット」及び「ポリシーフォーラム」の成果（大学の法人的な経営法＜リーダーシップとガバナンス＞の向上に向けた日英の国及び大学の取り組みと課題）を取りまとめ、報告書として刊行した。 ○ また、同成果を日本側推進委員会にフィードバックするとともに、INQAAHE 等にて発表するなど、広く同成果の公表を行った。 ○ 平成18年1月に日本において日英各6大学のペアリングによるスタディ・ビジットを実施するとともに、平成18年2月に京都において公開フォーラム及び日英高等教育ワークショップを開催し、平成16年1月から第2プロジェクトとして開始した「Leadership Development-リーダーシップの向上-」プロジェクトの総括を行った。 【 報告書 P101 】			
③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究（目標②、⑤） 平成17年度までに、民間的経営手法の大学評価への活用に係る研究を行う。 平成20年度までに、上記の成果及び当該時における状況を踏まえた、大学外の組織の評価の、最新状況及び理論の把握、及び大学評価の組織、手法、指標、評価の活用法の研究開発を行う。	③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究 本研究は、民間的経営手法の大学評価への活用に係る研究を行うものであり、平成16年度から平成18年度までの3年計画である。 本年度はその2年目であり、次の調査を行う。 ・大学評価に可能な民間経営体の評価に関わる経営手法の継続調査 ・大学の経営体化の動向と経営的手法の導入状況に関する調査 ・民間的発想の経営手法の大学評価への活用法に関するシミュレーション	○ 民間経営体の評価に関わる経営手法について継続調査を行い、大学経営及び大学評価への適用可能性についての検討を行った。海外の大学における戦略的経営に関する動向、病院経営及び医療機能の評価、格付け機関の評価手法に関する訪問調査を行った。これらの成果の一部は研究成果として公表されている。 ○ 大学の経営体化の動向と経営的手法の導入状況に関する調査に関しては、日本全国の大学、短期大学、高等専門学校を対象として、平成17年12月に質問紙調査を行い、来年度以降の詳細な分析に向けて、集計を終了させた。 【 報告書 P104 】			
④ 大学評価における情報技術（IT）の活用研究（目標③、⑤） 平成18年度までに、大学情報の構造解析と評価への応用に係る研究を行う。 平成20年度までに、上記の成果及び当該時における状況を踏まえた、情報技術の活用法及び理論の最	④ 大学評価における情報技術（IT）の活用研究 本研究は、大学情報の構造解析と評価への応用に係る研究を行うものであり、平成16年度から平成18年度までの3年計画である。 本年度はその2年目であり、次の調査および研究を行う。	○ 大学情報に関連する研究・開発動向の調査として、特に米国における高等教育情報の収集システムと運用についての調査、および日本国内（大学評価・学位授与機構を含む）での高等教育機関の諸活動と情報技術（データベース）の活用について調査検討を行い、検討結果をまとめ公表した。 ○ いくつかの大学においてインターネット等で公開されているシラバスや履修科目表など電子的に収集した教育情報から有用な情報の抽出法を検討した。			

新状況の把握及び大学評価の組織、手法、指標等及び評価の活用法の研究開発を行う。	・大学情報に関連する研究・開発動向の調査 ・教育情報を主体として、いくつかの大学の電子的な大学情報を収集 ・収集された情報の構造解析によるデータベースの構築と評価支援に関する検討	○ 収集した情報の構造解析により教育等に関する大学情報の一般的なデータ形式の再検討を行った。前年度までに試作したシラバスデータベースの充実及び各種の支援システム等（カリキュラム分析システム、専門教育課程間の比較分析法、科目分類支援システム、シラバス関連語検索システム等）の検討と改良を評価研究部及び学位審査研究部の教員の連携のもとに実施した。 ○ 得られた研究成果は、機構及び一般の学術誌等への掲載、学会学術講演会等での講演発表により公表した。 【 報告書 P107 】		
⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究（目標④、⑤） 平成16年度に、平成12年度から15年度の試行的実施期間に機構が実施した評価の内容・方法について、総合的な検証を実施する。 平成20年度までに、評価実施校等に対して実施する調査の結果等について分析・研究し、機構としての自己点検・評価に反映させるとともに機構の評価の改善に活かす。	⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究 平成16年度の高等専門学校の試行的評価実施校等に対して実施した調査の結果等について分析・研究し、機構としての自己点検・評価に反映させるとともに機構の評価の改善に活かす。	○ 平成16年度に試行的評価を実施した高等専門学校及び機構の評価担当者に対して、アンケート調査及びインタビュー調査を実施し、情報収集・整理したものをもとに分析・研究を行い、評価方法について、以下の4点を改善した。 ① 自己評価記載欄の字数制限の緩和 ② 訪問調査時の確認事項の連絡から、回答までの回答期限の改善 ③ 高等専門学校の教育内容の特殊性を踏まえ、一般科目を担当する専門委員数の増 ④ 自己評価担当者研修のためのマニュアルの作成・配付 【 報告書 P110 】		
2) 研究成果の公表等 調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の研究紀要『大学評価』に掲載して、速やかに外部へ公表する。また、研究成果を情報提供事業、評価に関する普及活動のコンテンツとして活用する。 また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等に投稿するなどの活動を支援する。	2) 研究成果の公表等 調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の学術誌『大学評価・学位研究』（平成16年度に『大学評価』と『学位研究』を統合）に掲載して、速やかに外部へ公表する。また、研究成果を情報提供事業、評価に関する普及活動のコンテンツとして活用する。また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌への投稿、関連書籍への寄稿、出版、公開シンポジウム・フォーラムなどの発表の場の提供など、研究活動について、機構全体として支援を行う。	○ 調査研究の成果は、『大学評価・学位研究』に論文3件、研究ノート・資料9件を掲載するとともに機構のウェブサイトに掲載し公表した。また、『大学評価・学位研究』に、諸外国の研究者を招へいし開催された講演会の内容を講演録として掲載したことで、参加者以外にも情報提供を図ることができたとともに、より多様で厚みを持った研究成果の蓄積に資することができた。 ○ 研究会等の開催については、海外からの招へい者による公開研究会を含む5回の研究会を開催した。 ○ 評価研究部の教員を中心に遂行する科学研究費補助金について、新規1件、継続3件の採択を受け、350万円の交付を受けた。また、平成18年度の申請にあたり、説明会を開催するなど申請件数の増加を図るよう努めた結果、新規3件、継続2件の交付内定を受けた。 また、研究プロジェクトの推進及び研究プロジェクトに携わる教員の研究能力開発を目的として新たに制定した「海外派遣研究員制度」について、平成17年度に初めて教員2名をアメリカへ派遣するなど、研究者が行う活動に対して十分な支援を行った。 【 報告書 P112 】	A	○ 評価研究部の教員を中心に遂行する科学研究費補助金について、新規1件、継続3件の採択を受け、350万円の交付を受けた。また、平成18年度の申請に当たり、申請件数の増加を図るよう努めた結果、新規3件、継続2件の交付内定を受けた。 ○ 研究プロジェクトの推進及び研究プロジェクトに携わる教員の研究能力開発を目的として新たに制定した「海外派遣研究員制度」について、平成17年度に初めて教員2名をアメリカへ派遣するなど、研究者が行う活動に対して十分な支援を行った。
(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究	(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究 ○ 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を適切に実施しているか。また、研究成果を適切に公表しているか。 (主な評価指標) ・ 調査研究プロジェクトの進捗状況 ・ 研究成果の公表状況	○ 我が国において大学以外で唯一学位の授与を行う機関である機構が厳正な学位審査の過程を運用するために、学位の在り方に関する理念の体系化、進化する理念を具体化する方策の提案、現行の審査過程の評価・改善を目標または具体的な目的として、高等教育の拡大とグローバル化の時代の学位の在り方という高等教育の基本問題に関する調査及び研究と、機構が行う学位授与制度の改善につながる実践的研究という2つの使命に関わる研究を関連付けて実施した。 ○ 調査研究の成果は、機構が刊行する学術誌『大学評価・学位研究』を含む学術誌での学術論文24編、著書・訳書3編、講演会・公開シンポジウム主催4件、研究会主催8件等によって公開したほか、ウェブサイトに掲載して、国内の専門家及び社会全体への情報提供を活発に行い、計画に沿った成果を挙げた。 【 報告書 P114 】	A	○ 高等教育の拡大とグローバル化の時代の学位の在り方という高等教育の基本問題に関する調査及び研究と、機構が行う学位授与制度の改善につながる実践的研究という2つの使命に関わる研究を関連付けて実施したことは評価できる。 ○ 調査研究の成果は、機構が刊行する学術誌『大学評価・学位研究』を含む学術誌での学術論文24編、著書・訳書3編、講演会・公開シンポジウム主催4件、研究会主催8件等によって公開したほか、ウェブサイトに掲載して、国内の専門家及び社会全体への情報提供を活発に行い、計画に沿った成果を挙げたことは評価できる。 ○ 広く成果の公表と活用を図るという観点から、平成17年度には、学位審査研究部教員と外部学識経験者、行政担当者から構成される「学位システム研究会」を機軸に学位制度に関する主要な論点と問題点の分析、具体的な調査方法・項目の検討を行うとともに、新たに「学位システム研究

1) 調査研究プロジェクト (() 内は中期目標との主たる関係)	1) 調査研究プロジェクト		○ 平成17年度事業計画に従い、①学位の構造・機能と国際通用性に関する研究、②高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究の2つの大項目の下に、(①ーア) 学位・単位制度のあり方及びその通用性に関する研究、(①ーイ) 機構での学位取得後、1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究、(②ーア) 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究、(②ーイ) 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究の4つのプロジェクトを行い、学位の在り方の基本的問題についての研究を遂行した。また学位授与事業の実務を支援し改善策を企画・提案するうえでの実践的研究も行った。これら2種類の使命に関わる研究をバランスよく推進することに努め、所期の計画どおりの成果を挙げた。 【 報告書 P115 】	A	会WG（調査作業グループ）」を設けて、イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、日本を対象とする調査に着手したことは評価できる。 調査研究の成果を順次、機構の学術誌等への発表や公開シンポジウムの開催により広く公表するとともに、平成20年度には総合的な報告書の刊行を図り、日本の高等教育政策における学位・単位のあり方とその通用性についての検討の参考に資することを目指していることは評価できる。
① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究	① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究		○ 学位の構造・機能と国際通用性に関する理論的基底及び国内外の最新動向を踏まえて、学位審査研究部教員と外部学識経験者、行政担当者外部から構成される「学位システム研究会」を機軸に学位システム再構築のための具体的調査研究を開始した。 ○ 機構が行っている学位授与の過程について学位授与者への追跡調査を含む検討資料を収集するとともに、適切な審査を実施するための方策の検討を深化させ、学位授与業務を支援した。 前者の学位制度に関する基礎的研究は、学位授与を厳正に実施するうえで指針となるものであり、調査研究を学位授与業務と関連づけて行うという所期の目的どおり実施できた。 【 報告書 P117 】		○ 機構が授与する学位の基準について国際競争力を考えたときに、修士、博士の学位の水準が、国際基準から見て適切かどうかの吟味が重要となってきた。機構としては、その面の研究論文を多く発表することにより、問題意識の普及と、改革へのカルチャー形成への貢献が期待される。
ア 学位の要件となる学習の体系的な構造の研究（目標①、⑤） 学位を取得するために求められる学習の構成と要件について、学位・単位制度に関する理論的基底及び諸外国との比較を踏まえて研究する。	ア 学位制度に関する理論的基底及び国内外の最新動向の把握に努め、学位・単位制度のあり方及びその通用性を検討するための基礎となる研究を行う。		○ 高等教育研究を専門とする外部学識経験者並びに行政の担当者である文部科学省関係者の参加を得て、平成16年度より機構内に設置している調査研究組織「学位システム研究会」において、日米欧の学位制度に関する主要な論点と問題点の分析、具体的な調査方法・項目の検討を行うとともに、新たに「学位システム研究会WG（調査作業グループ）」を設けて英米仏独日を対象とする調査に着手した。あわせて工学系分野の博士の学位の質保証に関する比較調査を開始した。 ○ 学位・単位制度に関する諸外国の最新状況を把握するとともに、①機構の学位授与制度における国際的な学習履歴をもつ申請者への対応、②学位に付記する専攻分野の名称の双方に関連して、学位の通用性の確保という観点からアメリカ、イギリス、ドイツの諸国間で訪問調査及び研究者の招へいを行って情報を収集し、理論的基盤の構築に向けて検討を進めた。 ○ 国際的な学習履歴をもつ学習者からの実際の申請に対応して、個別機関に関する調査及び検討を学術的立場から行った。 学位制度の在り方の基本的課題に本格的に取り組む中期計画の具体的調査を開始し、研究は着実に進行している。 【 報告書 P119 】		○ 学位・単位制度に関する諸外国の最新状況を把握するとともに、①機構の学位授与制度における国際的な学習履歴をもつ申請者への対応、②学位に付記する専攻分野の名称の双方に関連して、学位の通用性の確保という観点からアメリカ、イギリス、ドイツの諸国間で訪問調査及び研究者の招へいを行って情報を収集し、理論的基盤の構築に向けて検討を進めたことは評価できる。 ○ 平成17年度には、学位審査研究部教員と外部学識経験者、行政担当者から構成される「学位システム研究会」を機軸に学位制度に関する主要な論点と問題点の分析、具体的な調査方法・項目の検討を行うとともに、新たに「学位システム研究会WG（調査作業グループ）」を設けて、イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、日本を対象とする調査に着手したことは適切である。
イ 機構の学位授与制度の現状及び機能に関する研究（目標①、④、	イ 機構での学位取得後、1年及び5年を経過した者を対象に調		○ 機構から学位を得た者に対し取得後1年後と5年後に行う「1年後・5年後調査」は、4月末と10月末に実施し、回収した調査		

⑤) 機構が実施する学位授与制度の現状及び社会的要請を把握するため、機構の学位取得者に対して継続的に調査を実施し、業務の円滑な遂行並びに改善に資するためのデータを提供する。	査を実施し、業務の円滑な遂行並びに改善に資するためのデータを提供する。	票に基づきデータ分析を行うための準備作業を終えた。また9月と3月の学位取得時に「直後調査」として各期の学位取得者を対象とした実査と回収を行った。 ○ 学位授与業務の改善のための研究・企画として、①機構における学位取得者の単位履修パターンの分析、②学修成果・試験の審査結果が不可となった者に学修成果を書き直す際の留意事項を伝えるための分析と立案、③「新しい学士への途」(平成18年版)に学際領域の申請者の学修成果作成における指標となる専攻区分の説明の追加(「総合理学」)を行った。 アンケート調査から、全体として本学位授与制度は申請者の要望を満たしているが、なおきめ細かい対応を必要とすることが示され、また学位審査のプロセスの改善のためには時宜に合った調査と企画・立案が必要であることが認識された。このように、計画に沿いかつ必要に応じた調査研究活動を行った。 【 報告書 P123 】	
② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究	② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究	○ 高等教育レベルの学習行動・学習機会の多様化と学生の流動化の実態に関する調査研究として、平成16年度に行った訪問ヒアリングによる予備的調査を踏まえ、かつ、平成14年度に行った第1回のアンケート調査から得られた知見を基に、「学生の流動化と支援体制に関する調査(第2回)」を行い、その回収を終えた。 ○ 平成16年度に引き続き科目等履修生制度に関する調査を行い、各大学、専攻科における科目等履修生制度の開設状況に加えて、当該年度に科目等履修生を受け入れた実績(人数)を調査し、制度の開設状況とともに受入れの実績を公表した。 ○ 電子化シラバスによる学位授与事業支援システム構築に関する研究では、昨年度試作した、機構の行う学位授与事業に不可欠な科目の分類作業を支援する手法を発展させ、より申請者の修得単位の認定業務の軽減に貢献しうる手法を開発した。 研究は計画どおり順調に進行している。 【 報告書 P126 】	
ア 学習行動及び学習機会の多様化の実態と潜在的需要の実証研究(目標②、③、⑤) 現代日本における高等教育レベルの学習行動、学習機会の多様化及び学生の流動化(転学、編入学、再入学等)の実態と潜在的需要について実証的研究を行う。	ア 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する予備的調査を踏まえてアンケート調査を行う。	○ 国内の高等教育機関における学習行動や学習機会の多様化と学生のニーズを把握するために、次のような研究を行った。①大学における編入学、単位互換の実態と奨学金制度について国内の全大学にアンケート調査「学生の流動化と支援体制に関する調査(第2回)」を行い、回収を終えた。②科目等履修生制度の開設・運用状況に関し全国の大学にアンケート調査を行って現状を把握し、その結果を公表した。 ○ 高等教育機関における、他機関ないし他国の機関での学習履歴を持つ者の学修の評価について、アメリカ、オランダ、ドイツ、イギリス等各国の実務担当者・研究者と交流を持ち、また文献検索を行ってその実状に関する調査を行った。 以上のように高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究は計画どおり順調に進行している。 【 報告書 P127 】	
イ 多様な学習成果の評価と単位の認定方法の研究開発(目標③、⑤) 高等教育レベルで行われる多様な学習の成果を評価し、単位認定する方法、並びに単位の互換や累積に基づく学位授与のあり方について研究開発を行う。	イ 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究を行う。	○ 評価研究部の教員とも協同して、電子化シラバスの解析技法に関する研究を行った。これに基づき、学位審査研究部においては学位授与事業支援システム構築に関する研究を平成16年度に引き続いて行い、機構の行う学位授与事業に不可欠な科目の分類作業において、専門委員の負荷軽減に、より貢献しうる手法を開発した。 ○ 学位未満の高等教育資格であるいわゆる履修証書(Certificate)について、日本における履修証書の展開状況について報告するとともに、履修証書課程の拡大が大学教育や学位制度に及ぼす影響について考察した。 多様な学習成果の評価と単位の認定方法の改善の基礎をなす調査研究を順調に実施している。	

2) 研究成果の公表等 調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の研究紀要『学位研究』に掲載して、速やかに外部に公表、提供し、関係高等教育機関、生涯学習機関、高等教育研究者の利用に供する。 また、学位を中心とした高等教育に関する諸問題についての研究会、シンポジウム等を開催して知識及び研究成果の共有を図る。 また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等に投稿するなどの活動を支援する。	2) 研究成果の公表等 調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の学術誌『大学評価・学位研究』（平成16年度に『大学評価』と『学位研究』を統合）に掲載して、速やかに外部に公表、提供する。また、学位を中心とした高等教育に関する諸問題についての研究会等を開催して知識及び研究成果の共有を図る。また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等への投稿、関連書籍への寄稿、出版、フォーラムなどの発表の場の提供など、研究活動について、機構全体として支援を行う。		【 報告書 P130 】 ○ 調査研究の成果は『大学評価・学位研究』に論文2件、研究ノート・資料3件を掲載するとともに機構のウェブサイトに掲載し公表した。 ○ 学位審査研究部教員は同誌のほか、教員の専門に応じた学会論文誌への掲載を合わせて22編の学術論文等を発表した。このほか、著書・翻訳書3編、口頭発表21件、科学研究費補助金報告書1件を数える。また、学位審査研究部主催の研究会を8回実施したほか、講演会・公開シンポジウムを4回実施し、計画どおりに研究成果を公表している。 ○ 学位審査研究部の教員を中心に遂行する科学研究費補助金について、1件の採択を受け、科学研究費補助金320万円の交付を受けた。 また、研究プロジェクトに携わる教員の研究能力開発を目的として新たに制定した「海外派遣研究員制度」について、平成18年度に学位審査研究部から教員1名を派遣することを決定するなど、研究者が行う活動に対して十分な支援を行った。 【 報告書 P132 】	A	○ 調査研究の成果を『大学評価・学位研究』に論文2件、研究ノート・資料3件を掲載するとともに、機構のウェブサイトに掲載し公表したことは評価できる。 ○ 学位審査研究部教員は同誌のほか、22編の学術論文等を発表し、このほか、著書・翻訳書3編、口頭発表21件、科学研究費補助金報告書1件を数え、また、学位審査研究部主催の研究会を8回実施したほか、講演会・公開シンポジウムを4回実施し、計画どおりに研究成果を公表していることは評価できる。
---	--	--	---	----------	--

（４）情報の収集、整理、提供（Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

中 期 計 画	年 度 計 画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実績	評定	委員のコメント
情報の収集、整理、提供	情報の収集、整理、提供	○ 大学評価や学習の機会に関する情報を体系的に収集、整理するとともに、効果的な情報提供を行っているか。	○ 評価に関する情報の収集、整理、提供については、国立大学法人と連携協力の上行った「大学情報データベースの試行的構築」を通じてのソフトウェアの機能拡張・修正、ハードウェア構成の見直しや、機構が収集する情報の内容についての検討を行うとともに、国立大学法人等を対象に「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」を開催し、大学等と情報交換を行った。 ○ 大学等の自己点検評価、外部評価及び教育研究活動に関する刊行物及び刊行物の所在情報を収集するとともに、刊行物調査の集計結果を機構のウェブサイトに掲載し、情報の提供を行った。このほか、国内の各評価機関が実施するセミナー等、INQAAHE 等が主催する国際的な関係会合への積極的な参加や、国外評価機関の訪問調査によって、国内外の評価に関する情報を積極的に収集するとともに、得られた情報の整理、提供を広く行った。 ○ 学習の機会に関する情報については、「科目等履修生制度の開設大学一覧」等を関係する全国の大学等に送付するとともに、機構のウェブサイトでも公開するなど、情報提供を積極的に行った。また、学位授与事業に関心のある人々や申請予定者に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するためにページの構成及び内容等について改善・充実するとともに、学位授与に関する各種資料を積極的に公開したことにより、学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、当初の計画の45万件を上回る46万件であった。 【 報告書 P135 】	B	○ 国立大学法人評価を視野に、「大学情報データベースの試行的構築」事業を20大学の協力を得て開始し、評価への活用や大学が他機関に提供しているデータとの調整を念頭に協力校からのデータ項目に対する意見・要望を基に検討を行ったことは、適切である。 ○ 機構の事業の理解促進を図るため、既存の広報活動に加えて広報プロジェクトチームを設置し、ウェブサイトでの訪問説明の案内等、新たな取組を企画・実施するなど、広報活動を積極的に推進したことは評価できる。 また、大学等の評価に関して、大学等に限らず広く国民に認知され理解を得られるよう、シンポジウム、認証評価に関する説明会、訪問説明及び講演等を積極的に実施するなど、評価に関する普及活動に努めたことは、我が国の評価文化の深化に貢献したことと認められる。情報提供については、改善のあとが見られるものの、大学等のニーズを踏まえれば十分とはいえず、今後、各高等教育機関の質の向上に向けた優れた取組が社会に発信されるよう、より積極的に行っていく必要がある。
（１）評価に関する情報の収集、整理、提供	（１）評価に関する情報の収集、整理、提供	○ 大学評価に関する情報を体系的に収集、整理するとともに、効果的な情報提供を行っているか。 (主な評価指標) ・ 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供の状況 ・ 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供の状況	○ 国立大学法人と連携協力の上行った「大学情報データベースの試行的構築」を通じてのソフトウェアの機能拡張・修正、ハードウェア構成の見直しや、機構が収集する情報の内容についての検討を行った。また、国立大学法人等を対象に「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」を開催し、大学等と情報交換を行った。 ○ 大学等の自己点検評価、外部評価及び教育研究活動に関する刊行物及び刊行物の所在情報を収集するとともに、刊行物調査の集計結果を機構のウェブサイトに掲載した。 ○ 国内の各評価機関が実施するセミナー等、INQAAHE 等が主催する国際的な関係会合への積極的な参加や、国外評価機関の訪問調査によって、国内外の評価に関する情報を積極的に収集するとともに、得られた情報の整理、提供を行った。 【 報告書 P137 】	B	○ 情報提供については、マスメディアの活用を含め、積極的に行っていくという観点から、①平成17年度の認証評価結果をマスメディアに発表するとともに、機構のウェブサイトに掲載、②機構主催シンポジウム（2回）、認証評価に関する説明会（8回）、訪問説明（53校）を実施、③調査研究の研究成果を『大学評価・学位研究』に掲載し、機構のウェブサイトに公表、④国際的な情報発信という立場から、認証評価基準等の内容を英文化し、これらを積極的に発信するなど、着実に改善を図っている点は評価できるが、現在の情報提供には未だ課題が残されている。 ○ 評価結果について検証を行った結果を社会に向かってどのように発信していくかについては、さらなる検討を期待したい。
1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供	1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供		○ 国立大学法人と連携協力の上「大学情報データベースの試行的構築」を行い、協力法人からの意見・要望を踏まえたソフトウェアの機能拡張・修正等、必要となる措置を行った。また、大学等と共通理解を図ることを目的に「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」を開催した。 ○ 機構が収集する情報の内容については、中期目標期間終了時における国立大学法人等の教育研究評価の検討状況を踏まえた、大学情報データベースのデータ項目の検討を行った。 ○ 「大学情報データベースの試行的構築」を通じて、協力法人が大学情報データベースシステムにアクセスし、データをアップロードする際の外部接続回線の負荷を、実際の運用時も想定しながら確認を行った。 【 報告書 P138 】	B	○ 大学情報データベースの今後の具体的な活用方法、データ項目の精選、他機関との役割分担等についてはさらに検討を進めるという観点から、①「大学情報データベースの試行的構築」事業を20大学の協力を得て開始し、評価への活用や大学が他機関に提供しているデータとの調整を念頭に置いた協力校からのデータ項目に対する意見・要望を基に検討を行ったこと、②検討結果を踏まえ、平成18年3月に「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」を開催したことは評価できる。 ○ 中期目標期間終了時における国立大学法人等の教育研究評価の検討状況を踏まえた、大学情報データベースのデータ項目の検討を行い、「大学情報データベースの試行的構築」を通じて、協力法人が大学情報データベースシステムにアクセスし、データをアップロードする際の外部接続回線の負荷を、実際の運用時も想定しながら確認を行ったことはきめ細かな配慮として評価できる。以上のとおり、着
① 大学等と連携・協力の上、大学情報の収集、整理、提供を行う大学情	① 大学等と連携・協力の上、大学情報の収集、整理、提供を行う大		○ 大学情報データベースの試行的運用については、「大学情報データベースの試行的構築」として、20の国立大学法人の協力を得て、		

	報データベースを構築する。そのために必要なソフトウェアを開発するとともにハードウェアの整備を行い、国立大学及び大学共同利用機関の協力の下に、毎年度定期的に情報の提供を受ける。 また、公私立大学については、各大学の要請を踏まえ情報の提供を受ける。 公開セミナー等を年1回以上開催し、国立大学等との情報交換を進めるとともに、大学情報データベースシステムに対する理解を深める。	学情報データベースのシステムを試行的に運用するとともに、その結果及び機構が収集する情報の内容に関する検討状況を踏まえ、ソフトウェアの機能拡張・修正等、必要となる措置を行う。 また、公開セミナー等を1回以上開催し、国立大学等との情報交換を進めるとともに、大学情報データベースシステムに対する理解を深める。	大学等におけるデータの収集・集計に関する機構での検討を深めた。また、平成16年度に開発・整備した、データを収集・蓄積するシステムの基幹的な部分に関するソフトウェア及びハードウェアの動作状況などの検証を実施し、協力法人からの意見・要望を踏まえ、ソフトウェアの機能拡張・修正、ハードウェア構成の見直し等、必要となる措置を行った。特に、ソフトウェアの機能拡張・修正により各国立大学法人等における様々なデータ保有形態に対応することが可能となった。 ○ 平成18年3月に、「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」を開催し、大学におけるデータベースへの取組や活用事例及び「大学情報データベースの試行的構築」の状況についての報告並びに意見交換を行った。このほか、「大学情報データベースの試行的構築」への協力法人以外の法人に対しても、当該法人の求めに応じて情報提供を行うなど、大学情報データベースに対する理解の増進に努めた。 【 報告書 P140 】		実に試行的構築等を行っているが、今後の具体的な活用方法、データ項目の精選、他機関との連携等については、さらに検討を進める必要がある。
	② 大学等が自己評価や教育研究活動の改善等を行うに際しての活用、機構の評価における活用や、大学情報の社会へのわかりやすい提供等に資するため、情報の整理・分析を行う。	② 大学等が自己評価や教育研究活動の改善等を行うに際しての活用、機構の評価における活用や、大学情報の社会へのわかりやすい提供等に資するため、機構が収集する情報の内容について検討を行う。	○ 機構が収集する情報の内容については、中期目標期間終了時における国立大学法人等の教育研究評価の検討状況を踏まえた、大学情報データベースのデータ項目の検討を行った。また、大学等において収集可能なデータの範囲・内容等について「大学情報データベースの試行的構築」の協力法人から意見を聴取しつつ検討を行った。 【 報告書 P142 】		
	③ 上記で収集・整理された情報を、機構の評価において評価担当者に提供するとともに、各大学等に提供していく。また、国民各層に利用しやすい形で提供していく。	平成17年度計画なし			
	④ 上記①から③の情報収集・提供事業を円滑に実施するために、セキュリティに十分配慮しつつ情報基盤の強化を図り、外部接続回線の増強を図る。	③ 大学情報データベースシステムの試行的運用の状況等を踏まえ、必要に応じ、外部接続回線の増強を検討する。	○ 「大学情報データベースの試行的構築」を通じて、協力法人が大学情報データベースシステムにアクセスし、データをアップロードする際の外部接続回線の負荷を、実際の運用時を想定した確認を行い、当面、回線増強の必要はないとの結論に至った。また、外部接続回線の負荷よりもむしろ、運用・監視に係る業務サーバー等の負荷に問題があることが判明したため、ハードウェアの構成の見直しを行った。 【 報告書 P143 】		
	⑤ 大学情報データベースシステムの運用開始後のウェブサイトのアクセス件数について、毎年10%以上の増加となるように、情報提供の充実を図る。	平成17年度計画なし			
2) 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供	2) 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供		○ 大学等の自己点検評価、外部評価及び教育研究活動に関する刊行物及び刊行物の所在情報を収集するとともに、刊行物調査の集計結果を機構のウェブサイトに掲載した。 ○ 国内の各評価機関と連絡会を開催するとともに、各評価機関が実施するセミナー等に積極的に参加し、情報収集を行った。 ○ 高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク（INQAAHE）等が主催するワークショップ等への参加や、国外の評価機関への訪問調査等により、積極的に情報収集を行った。収集した情報を必要に応じて和訳するなど順次整理するとともに、機構のウェブサイト上で国外評価機関等のリンクメンテナンスを実施した。 ○ 機構が行う評価に関する基本的情報を英訳し、ウェブサイトに掲載するとともに、機構概要等の説明資料を作成するとともに、海外での国際会議等において我が国の大学評価の動向等の説明に	A	○ 機構が行う評価に関する基本的情報を英訳し、ウェブサイトに掲載するなどしたことは評価できる。 ○ 国立大学等から自己点検評価及び外部評価に関する刊行物を収集し、収集した評価報告書等を図書資料室で保管・管理するとともに、「蔵書目録検索(OPAC)」により、評価業務等への活用に供したことは評価できる。

			供した。 【 報告書 P144 】		
① 大学等が実施している自己点検評価及び外部評価に関する情報を収集、整理、提供する。	① 大学等が実施している自己点検評価及び外部評価に関する情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。		○ 国立大学等から自己点検評価及び外部評価に関する刊行物を収集した。収集した評価報告書等は図書資料室で保管・管理するとともに、「蔵書目録検索（OPAC）」により、評価業務等への活用に供した。 ○ 自己点検評価及び外部評価を含む教育研究活動に関する刊行物調査の集計結果を機構のウェブサイト上で公開した。 【 報告書 P146 】		
② 国内外の高等教育に関する評価機関の情報を収集、整理、提供する。	② 国内外の高等教育に関する評価機関の情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。		○ 国内の評価機関と大学評価における具体的な課題等について定期的に意見交換を行った。また、各評価機関が実施するセミナー等に積極的に参加し、情報を収集した。 ○ 北欧、ドイツ、米国、中国の評価機関への訪問調査を実施し、諸外国の優れた評価機関の知識や経験、活動状況等の情報を収集した。 ○ 収集した情報を必要に応じて和訳するなど順次整理し、機構内で情報を共有するとともに、機構のウェブサイト上で国外評価機関等のリンクメンテナンスを平成17年4月及び平成18年3月に実施した。 【 報告書 P147 】		
③ 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物（シラバス、研究紀要等）及び刊行物の所在等に関する情報を収集、整理、提供する。	③ 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物（シラバス、研究紀要等）及び刊行物の所在等に関する情報の収集、整理を行う。		○ 国立大学等を対象に教育研究活動に関する刊行物及び刊行物の所在情報に関する調査を実施した。収集した刊行物は図書資料室で保管・管理するとともに、「蔵書目録検索（OPAC）」により評価業務等への活用に供した。 ○ 教育研究活動に関する刊行物調査の集計結果を機構のウェブサイトに掲載した。 【 報告書 P150 】		
④ 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報を収集、整理、提供する。	④ 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。		○ 国内の評価機関が実施するセミナー等への参加や、機構で収集した研究紀要等の文献資料等により、評価に関する調査・研究に関する情報を収集した。 ○ 高等教育の質保証機関のネットワーク（INQAAHE）等が主催するワークショップやカンファレンス等に参加し、各国機関の評価に関する調査・研究に関する情報を収集した。 ○ 収集した情報を『大学評価・学位研究』に掲載し、紙媒体及びウェブサイト上で提供した。 【 報告書 P151 】		
⑤ 機構が行った大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報を外国語により提供する。	⑤ 平成16年度に機構が行った大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報を外国語により提供する。		○ 「大学機関別認証評価実施大綱」及び「大学評価基準」を英訳し、機構のウェブサイトに掲載した。また、機構の概要説明のための英文冊子、プレゼンテーション資料等を作成し、海外での我が国の大学評価の動向等の説明に供した。 ○ APQN 総会等で機構の実施する評価制度等について説明を行うなど、我が国の評価に関する情報発信に努めた。 【 報告書 P153 】		
（2）学習の機会に関する情報の収集、整理、提供	（2）学習の機会に関する情報の収集、整理、提供	○ 学習の機会に関する情報を体系的に収集、整理するとともに、効果的な情報提供を行っているか。 （主な評価指標） - 学習の機会に関する情報の公開状況 - ウェブサイトへのアクセ	○ 学習機会を求める国民への情報提供として、「科目等履修生制度の開設大学一覧」や「機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し機構のウェブサイトで公開した。 また、国民や申請予定者等に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するための検討を行い、ページの構成及び内容等について改善・充実するとともに、学位授与に関する各種資料を積極的に公開したことにより、学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、合計で約46万件であった。 【 報告書 P154 】	A	○ 情報提供の方法としてウェブサイトを活用した結果、次のようなアクセス件数があったことは評価できる。 「科目等履修生制度の開設大学一覧」や「機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し機構のウェブサイトで公開したことなどにより、学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は合計で約46万件であった。 「科目等履修生制度の開設大学一覧」を冊子として提供するとともに、ウェブサイトで公開したために、アクセス件数が年合計で87,942件あり、また、科目履修のた

① 毎年度、「科目等履修生制度の開 設大学一覧」を作成し、本機構のウ ェブサイトにおいて公開する。	① 「平成１７年度科目等履修生制 度の開設大学一覧」を作成し、本 機構のウェブサイトにおいて公開 する。	ス状況	○ 学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、「科目等 履修生制度の開設大学一覧」を冊子として提供するとともに、利 用者の利便にも配慮してウェブサイトで公開した。アクセス件数 が、年合計で87,942件あり、また、科目履修のための申請時期に は、月に10,000件を超えたことから、学習希望者等に有効に活用 されている。 【 報告書 P155 】		めの申請時期には、月に10,000件を超えた。 3. 「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学 校専攻科一覧」を冊子として提供するとともに、ウェブ サイトで公開したために、アクセス件数は合計で10,101 件あった。
② 毎年度、「大学評価・学位授与機 構認定短期大学・高等専門学校専攻 科一覧」を作成し、本機構のウェブ サイトにおいて公開する。	② 「平成１７年度大学評価・学位 授与機構認定短期大学・高等専門 学校専攻科一覧」を作成し、本機 構のウェブサイトにおいて公開す る。		○ 大学以外で学位の取得を目指す者が、学習の機会を探す際の利 便に供するために、「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等 専門学校専攻科一覧」を冊子として提供するとともに、ウェブサ イトで公開した。（アクセス件数は、合計で10,101件）。 【 報告書 P156 】		
③ 学習の機会に関する情報の収集、 整理、提供に大学情報データベース システムを活用する。	平成１７年度計画なし				
④ ウェブサイトのアクセス件数につ いて年間４５万件以上のアクセス件 数となるように、情報提供の充実を 図る。	③ ウェブサイトのアクセス件数に ついて年間４５万件以上のアクセ ス件数となるように、情報提供の 充実を図る。		○ 学位授与事業に関心のある人々や申請予定者に事業内容や手続 が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するために、ペ ージの構成及び内容等について改善・充実した。 この結果、平成17年度の学位授与事業に係るウェブサイトのア クセス件数は、当初の計画の45万件を上回る46万件となった。 【 報告書 P157 】		○ 国民や申請予定者等に事業内容や手続が分かりやすく、 使いやすいウェブサイトを構築するための検討を行い、ペ ージの構成及び内容等について改善・充実するとともに、 学位授与に関する各種資料を積極的に公開したことによ り、学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、 合計で約46万件であったことは評価できる。

(５) その他の業務（Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

中 期 計 画	年 度 計 画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実績	評定	委員のコメント
(１) 国内外の他の関連機関等との連携・協力	(１) 国内外の他の関連機関等との連携・協力	○ 評価システム及び学位授与の改善・充実等に資するため、国内外の関連機関等と適切な連携・協力を図っているか。 (主な評価指標) ・ 国内外の他の評価機関との連携・協力状況 ・ 外国の活動機関等との情報共有、協力体制の構築状況	○ 各評価機関と「機関別認証評価制度に関する連絡会」を３回開催し、認証評価制度を進めるための諸課題について意見交換を行うなど、連携協力を図った。 ○ 高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク（INQAAHE）、アジア太平洋圏における高等教育質保証に関する地域ネットワーク（APQN）等の実施する会合等に参加し、我が国における高等教育の現状や機構が実施した評価について情報発信するとともに、積極的な情報収集を行うなどして国外の関連機関との連携・協力を深めた。 ○ 国際教育科学文化機関（UNESCO）及び経済協力開発機構（OECD）の『国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン』の策定に機構長が参画した。 ○ 国外の関連機関との連携・協力を推進するため、平成17年10月に国際連携センターを設置した。 【 報告書 P158 】	A	○ INQAAHE（高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク）及び APQN（アジア太平洋圏における高等教育質保証に関する地域ネットワーク）等が実施する高等教育の国際的な質保証の議論に積極的に参画し、我が国を代表する評価機関として、我が国における高等教育の現状や機構が実施した評価についての情報の発信に努めたことは評価できる。 また、UNESCO 及び OECD のガイドラインの策定に当たって機構長が我が国代表として主導的役割を果たすなど、我が国における高等教育の質保証において先導性を発揮したことは評価できる。 ○ 国際的な質の保証に関する事業を進めるために、平成17年10月に機構内に「国際連携センター」（専任教授1名）を設置したことは、適切である。 ○ 国際機関との連携および意見交換・情報発信は、大学の国際競争力をアピールする上で、重要である。ただし、大学で行われている学位授与基準の水準が高いことで初めて、その意義が発揮される。そのためにも、課題のある大学に対する意見伝達の仕組みを、機構としても評価システムの中に組み込むことを考える必要がある。
① 国内の他の評価機関との連絡協議会を開催し、評価事業の円滑な実施に向けた連絡調整や、協力して取り組むべき課題に対する検討等を実施する。	① 国内の他の評価機関との連絡協議会を開催し、評価事業の円滑な実施に向けた連絡調整や、協力して取り組むべき課題に対する検討等を実施する。		○ 各評価機関の評価事業の円滑な実施に資するため、大学基準協会、短期大学基準協会、日本高等教育評価機構と「機関別認証評価制度に関する連絡会」を３回開催し、認証評価の実施をめぐる諸課題に対する意見交換、検討等を実施した。 ○ 各評価機関が開催するシンポジウム等において、教職員が相互に講演する等により評価機関間の連携協力の強化を図った。 【 報告書 P159 】		○ 国内の関係機関等との連携をさらに強化するという観点から、①各評価機関の評価事業の円滑な実施に資するため、他の認証評価機関と「機関別認証評価制度に関する連絡会」を３回開催し、認証評価の実施をめぐる諸課題に対する意見交換、検討等を実施したこと、②各評価機関が開催するシンポジウム等において、教職員等が相互に説明する機会を設けるなどして、評価機関間の連携協力の強化を図ったことは評価できる。 ○ 今後とも、我が国独自の認証評価の特徴などを踏まえた上で、国際的にも我が国の評価に関する情報の発信をより一層推進していくことが重要である。我が国を代表する評価機関として、国際社会に対する一層の貢献を行っていくことが期待される。
② INQAAHE（International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education）に参加し、国際的な高等教育の質の保証に関する論議に積極的に参画するとともに、この場を通じて、諸外国の評価機関及び審査による学位授与機関・組織等との情報の共有、協力体制の構築などを図る。	② 諸外国の評価機関及び高等教育の質保証に関する組織等との情報の共有、協力体制の構築等を図るとともに、INQAAHE、OECD、UNESCO、APQN等の国際的な高等教育の質の保証に関する諸機関との論議に積極的に参画し、質保証に係る情報の発信並びに海外の情報の収集及び情報提供のための体制の整備を図る。		○ INQAAHE 総会に参加し、機構の試行的評価の検証結果、日英高等教育に関する協力プログラムの実施状況等を発表した。 ○ APQN においてリーダーシップを発揮するため、機構教員が理事として活動した。APQN のレビューアーに３名の教員を登録した。 また、平成18年３月開催のAPQN 総会において、機構長自ら機構の実施する評価制度等について説明を行うなど、我が国を代表する評価機関として我が国の評価に関する情報の発信に努めるとともに、機構の開催地立候補を受け、同総会において平成20年度の日本における総会開催が承認された。 ○ 平成17年度の UNESCO 総会及び OECD 理事会で採択された『国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン』の策定にあたって我が国代表として参加した機構長が主導的役割を果たした。 ○ 米国の高等教育ア kred i t a t i o n 協会（CHEA）総会に参加し、米国における機関ア kred i t a t i o n 及び専門ア kred i t a t i o n の評価の現状等について情報収集を行うとともに、高等教育専門組織開発ネットワーク（POD）総会に参加し、米国の高等教育における FD 活動について情報を収集した。		○ 我が国の大学評価の一層の充実のため、我が国において先導的な役割を担う評価機関としての機構が、国内的のみならず国際的にも、その先導性を発揮するという観点から、①諸外国の評価機関や国際組織との連携協力や情報発信をより積極的に行うため、平成17年10月に国際連携センターを設置したこと、② INQAAHE（高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク）など、国際的なネットワークを通じた活動に参画し、我が国における大学評価や高等教育の質保証についての情報発信や諸外国の動向についての情報収集を行ったこと、③平成18年3月開催のAPQN（アジア太平洋圏における高等教育質保証に関する地域ネットワーク）総会において、機構職員が大学評価データベースについて発表を行うとともに、機構長自らが機構の実施する評価制度等について説明を行った。また、機構の開催地立候補を受け、同総会において、平成20年度の日本における総会開催が承認された。さらに、機構教員が理事として活躍するとともに、同ネットワークのレビューアーとして機構教員３名を登録した。④平成17年度のユネスコ総会及び OECD 理事会で採択された『国境を越えて提供される高等

			【 報告書 P160 】		教育の質保証に関するガイドライン』の策定に政府代表の参与として機構長が参画したことは評価できる。 ○ アジアの国々との国際交流も一層推進していくという観点から、①平成17年10月に、中国の「教育部高等教育教学評価中心」等4つの評価機関、大学への訪問調査を実施し、中国における研究プロジェクト評価、専門分野別評価及び高等教育評価に関する情報収集を行ったこと、②平成17年度からシリーズ「アジアにおける大学評価と題してアジア地域の教育・評価関係者による講演会を開催することとし、第1回として平成17年12月に公開講演会「台湾における大学評価」を開催したことは評価できる。
③ 日英高等教育に関する協力プログラムを通じて、英国の大学評価機関等との協力、共同研究体制等を確立する。	③ 日英高等教育に関する協力プログラムを通じて、英国の大学評価機関等との協力、共同研究体制等を確立する。		○ 日英高等教育に関する協力プログラムでは、日英両国でそれぞれ推進委員会を組織しており、日本側推進委員会の委員長を木村機構長が務めるとともに、日本側の事務局を機構が担当した。 ○ 平成18年1月に日本において日英各6大学のペアリングによるスタディ・ビジットを実施した。また、平成18年2月に京都において公開フォーラム及び日英高等教育ワークショップを開催した。これに合わせて開催した日英合同推進委員会では、今後、本プログラムの枠組みを活用した両国の参加機関間の自主的な連携・協同を検討していくことを合意した。 【 報告書 P162 】		○ 日英高等教育に関する協力プログラムの推進と、競争的環境をベースとする米国との比較という観点から、成18年1月末～2月上旬に、英国側参加大学による日本の参加大学訪問（日英12大学参加）及び公開フォーラム（京都）を実施した。また、米国との比較に関しては、平成18年1月に米国の高等教育ア kred i t e e s i o n 協会（CHEA）総会に参加し、米国における機関ア kred i t e e s i o n 及び専門ア kred i t e e s i o n の現状について情報収集を行った。また、平成17年10月に高等教育専門組織開発ネットワーク（POD）総会に参加し、米国におけるFDIに関する情報を収集した。さらに、平成18年2月に、専門職大学院の評価機関及び大学への訪問調査を実施し、専門職大学院評価の内容・方法等について情報収集を行ったことは評価できる。
（2）広報活動の実施	（2）広報活動の実施	○ 機構の実施する事業について広く国民の理解促進等を図るため、広報活動を適切に実施しているか。 （主な評価指標） ・ 広報活動の実施状況	○ 機構の活動等について大学等関係者・学位授与申請者はもとより、広く国民の理解を得るため、広報委員会に広報プロジェクトチームを設置し、既存の広報活動に加え、①ホームページ(ウェブサイト)での訪問説明の案内、②マスメディアへの広報活動、③機構職員への広報活動に関するアンケート調査、④高等教育に関する出版物への広報活動を実施するとともに、⑤機構近郊の機関への広報活動の実施に向けた調査、⑥広報用DVDの作成に関する検討を開始した。 特に、訪問説明の実施及び機構ウェブサイトによる訪問説明の案内を④の広告掲載により示し、更に、広告掲載で示された①のウェブサイトで訪問説明の申込方法等の詳細について案内を行ったことで、出版物への広告掲載とウェブサイトでの広報を効果的に連携させた。その結果、当該ウェブページには掲載以後約2,000件のアクセス（平成18年2月～3月）があり、大学5校、高等専門学校17校の訪問説明を実施した。 また、機構職員の大半が他機関からの人事交流者であることに注目して実施した③のアンケート結果からは、他機関における機構の事業に関する認識度等、今後の機構の広報活動に資する貴重なデータを得た。 ○ ウェブサイトを活用し、より効果的な広報活動を行うため、①トップページのリニューアル、②学位授与事業及び大学評価事業のページの再構築、③国際関係事業及び訪問説明案内のページの新設等により、更なるウェブサイトの内容充実を図った。また、アクセス件数を月ごとに調査・分析し、ウェブサイトの改善に役立てたことで、平成16年度を更に上回るウェブサイトへのアクセス件数を得た。特に、訪問説明案内をウェブサイトに掲載したことにより、大学等への訪問説明の推進に資することができた。 ○ 認証評価について分かりやすく説明した評価対象機関向け・高等学校向けのリーフレットを作成し、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校及び関係団体へ送付、大学等が主催する講演会へ	B	○ マスメディア等を活用した広報活動の充実により、機構の事業全体に対する更なる理解増進を図っていくという観点から、広報委員会に広報プロジェクトチームを設置し、次の広報活動を策定し実施したことは評価できる。 1. 大学評価等に関する訪問説明の実施について積極的に取り組んでいることを示す案内を、平成18年2月にウェブサイトへ掲載した。掲載以降の当該ウェブページへのアクセス件数は約2000件を数えた。 2. 大学評価シンポジウム（平成18年3月17日）の開催について、教育事業関係マスメディアに参加を呼びかけ、数社の参加を得た。 3. 機構職員の大半が他機関からの人事交流者であることに着目した上で、他機関での機構の事業の認知度を把握するため、機構職員へ広報活動に関するアンケート調査を実施した。アンケートの意見等を踏まえ、ウェブサイトの操作性を改善した。 4. 「工学教育2006／3」（日本工学教育協会発行）の裏表紙全面に、機構が行う認証評価について広告掲載を実施した。 5. 近隣の小平市及び府中市を訪問し機構の事業内容の説明及び連携事業の在り方について検討を行った。 6. 機構の事業を効果的に広報するため、多人数の閲覧に優れる広報用DVDの作成に関し、全体の構成、収録時間、提供媒体、ウェブサイトでの配信を検討項目として、第7回広報委員会（平成18年3月16日開催）で検討を行った。この検討を踏まえ、平成18年度に広報用DVDを作成する。 ○ 評価事業については個々の高等教育機関に対する更なる働きかけを行うという観点から、29大学（法科大学院11大学を含む）、7短期大学及び21高等専門学校に訪問説明等

			の参加、評価に関する基本的事項について分かりやすく解説した刊行物の発刊の準備をするなど、機構が行う評価事業についての広報活動に努めた。 【 報告書 P164 】		を行ったこと、また、個々の高等教育機関からの要請等に応じ、18大学、4高等専門学校において、講演を実施したことは評価できる。 ○ 着実に改善が図られているが、機構の事業について広く国民に認知され、理解が得られているとは言い切れないのが現状で、さらなる理解増進に向けて検討を進める必要がある。
① 機構の活動等を積極的に発信するため、広報誌、インターネット、魅力あるホームページ作り等の広報活動を通し、評価事業及び学位授与事業について、国民の理解の促進を図る。	① 広報誌、インターネット、魅力あるホームページ作り等の広報活動を通し、評価事業及び学位授与事業について、機構の活動等を積極的に発信する。		○ 評価事業及び学位授与事業の円滑な実施並びに事業活動等の広報のため、広報誌及びウェブサイトを活用し積極的に情報発信を行った。 ○ 広報誌は年4回発行するとともに、ウェブサイトに掲載した。また、各事業の活動等をウェブサイトへ迅速に掲載するとともに、各事業に係る報告書・様式等を電子媒体として掲載し、利用者の利便性に配慮した。特に、ウェブサイトに大学評価等に関する訪問説明会の開催を、大学等が個別に申込みできるような案内を掲載し、大学及び高等専門学校の訪問説明を実施した。 ○ 既存の広報活動に加え、広報委員会に広報プロジェクトチームを設置し、①ウェブサイトでの訪問説明の案内(上記掲載)、②マスメディアへの広報活動、③機構職員への広報活動に関するアンケート調査、④高等教育に関する出版物への広報活動を実施するとともに、今後の広報活動に役立てるため⑤機構近郊の機関への広報活動の実施に向けた調査、⑥広報用DVDの作成に関する検討を開始した。 ○ 各認証評価について分かりやすく説明した評価対象機関向けのリーフレットを改訂し、大学、短期大学、高等専門学校及び関係団体に送付した。また、認証評価結果が大学選びの際の参考になることを高校生に周知するため、高等学校向け進路指導用資料として認証評価を分かりやすく説明したリーフレットを新たに作成し、全国すべての高等学校及び都道府県教育委員会へ送付した。 【 報告書 P166 】		
② ウェブサイトのアクセス件数についての調査を行い、広報活動の充実に資する。	② ウェブサイトのアクセス件数についての調査を行い、広報活動の充実に資する。		○ ウェブサイトのアクセス件数を月ごとに調査し、広報活動の成果を見積もるに役立てるとともに、アクセス件数が減少傾向にある場合には、減少傾向にある掲載項目の分析を行い、ウェブサイトの改善を行ったことで、アクセス件数が増加した。また、広報活動以外にも、出版物へのアクセス件数の調査結果を、当該出版物の印刷製本の廃止を検討する際の情報として活用した。 【 報告書 P170 】		○ ウェブサイトのアクセス件数を月ごとに調査し、広報活動の成果の見積りに役立てるとともに、アクセス件数が減少傾向にある場合には、減少傾向にある掲載項目の分析を行い、ウェブサイトの改善を行ったことで、アクセス件数が増加した。また、広報活動以外にも、出版物へのアクセス件数の調査結果を、当該出版物の印刷製本の廃止を検討する際の情報として活用したことは評価できる。
(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施	(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施	○ 評価についての普及活動(シンポジウムやセミナー等)を適切に実施しているか。 (主な評価指標) ・ シンポジウム等の開催状況 ・ 評価担当者に対するセミナーの実施状況	○ 大学評価に関するシンポジウム「大学評価に期待するもの」及び会計専門職大学院の評価に関するシンポジウム「会計専門職大学院第三者評価セミナー」や、大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の各認証評価について説明会をそれぞれ開催した。さらに、国外の評価機関等との連携・協力の一環として、「日英高等教育に関する協力プログラム」における公開フォーラムや、シリーズ「アジアにおける大学評価」の第1回として「台湾における大学評価」を開催した。 ○ 各大学等の自己評価担当者等を対象とした「自己評価担当者等に対する説明会」及び国立大学法人等を対象とした「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」を開催した。 ○ シンポジウム及び自己評価担当者に対する研修会等の開催の都度、参加者に対してアンケート調査を実施し、そのアンケートを活用し、今後の実施するシンポジウム等の内容の充実に図る。 【 報告書 P172 】	A	○ 評価についての普及活動として、大学評価に関するシンポジウム「大学評価に期待するもの」及び会計専門職大学院の評価に関するシンポジウム「会計専門職大学院第三者評価セミナー」や、各認証評価についての説明会、各大学等の自己評価担当者等を対象とした「自己評価担当者等に対する説明会」及び国立大学法人等を対象とした「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」を開催したことは評価できる。また、今後の改善に資するため、シンポジウム及び自己評価担当者に対する研修会等の開催の都度、参加者に対してアンケート調査を実施したことは評価できる。 ○ 認証評価制度の導入など、大学等の評価は始まったばかりであるが、今後、高等教育の質を保証していくためには、我が国の評価文化の醸成は欠かせず、機構の行う当該普及活動は、機構の担っている評価に関する先導的役割に鑑みても、非常に意義深いものがある。特に評価事業については、個々の高等教育機関に対し、より一層の働きかけを行っていく必要がある。また、今後とも、関係者の意見等が
① 評価に関するシンポジウム等の開催	① 評価に関するシンポジウム等の開催		○ 大学評価に対する社会からの要望、大学評価の目指すべき方向性を明らかにすること、機構の認証評価・情報提供の在り方を改		

機構や、国内外の評価機関が実施する評価の状況や、評価に関する研究成果等を活用したシンポジウムを年3回以上開催する。	機構や、国内外の評価機関が実施する評価の状況や、評価に関する研究成果等を活用したシンポジウムを3回以上開催する。	善すること等を目的として「大学評価に期待するもの」と題するシンポジウムを他の評価機関の参加も得つつ、平成18年3月に開催した。 また、会計大学院協会と共催により、「会計専門職大学院第三者評価セミナー」と題するシンポジウムを平成18年3月に開催し、会計専門職大学院の認証評価の在り方等について協議した。 ○ 大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の各認証評価について、それぞれ説明会を開催し、機構が行う認証評価の趣旨、評価基準等について説明を行うとともに、質疑応答を通じて大学等の理解を深めた。 ○ 機構の評価事業が広く国民に認知され、理解が得られることを目的として、大学や関係諸機関等が開催する講演会等に積極的に参加し、評価に係る事項等について説明を行った。 (平成17年度は年34回) ○ 我が国の大学等の評価について、広く国民の理解を得ることを目的として、大学評価・学位授与機構大学評価シリーズを刊行することとし、その初刊として、「大学評価文化の展開－わかりやすい大学評価の技法」の刊行の準備を進めた。(平成18年5月刊行予定) ○ 国外の評価機関等との連携・協力の一環として、平成18年2月に「日英高等教育に関する協力プログラム」の公開フォーラムを実施した。また、平成17年度からシリーズ「アジアにおける大学評価」と題して講演会を開催することとし、平成17年12月に第1回講演会「台湾における大学評価」を開催した。 【 報告書 P174 】	評価の改善に適切に生かされる、開放的で進化する評価システムの構築に取り組むものと考えらえるが、運用に際しては、中央教育審議会の審議を念頭に置きつつ、初等中等教育の変化や国際化の進展など、我が国の高等教育を取り巻く環境全体の変化をも考慮することが期待される。
② 各大学等の評価担当者等に対するセミナーの実施 各大学等の自己点検・評価業務等を担当する者に対するセミナー等を年1回以上実施する。	② 各大学等の評価担当者等に対するセミナーの実施 各大学等の自己点検・評価業務等を担当する者に対するセミナー等を1回以上実施する。	○ 大学等の自己評価担当者に対し、評価に対する理解を深め、評価業務の円滑な実施に資することを目的として、大学機関別認証評価、短期大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価のそれぞれについて、自己評価担当者に対する研修会を各1回開催した。 ○ 国立大学法人等を対象として「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」を開催した。 【 報告書 P178 】	
③ 上記のシンポジウムやセミナー等の参加者に対しアンケート調査を実施し、その改善に資する。	③ 上記のシンポジウムやセミナー等の参加者に対しアンケート調査を実施し、その改善に資する。	○ 大学評価に関するシンポジウム及び自己評価担当者等に対する研修会の参加者に対し、アンケート調査を実施した。 アンケート調査結果を踏まえ、好評であったシンポジウムについては、平成18年度以降、関東以外での開催を検討する。また、自己評価担当者等に対する研修会については、会場を増やすことや、開催時期を早めること、認証評価に係る説明会と連日の開催とすることで参加しやすくするなどの改善を図ることとしている。 【 報告書 P180 】	

2 業務運営及び財務内容

(1) 業務運営（Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

中 期 計 画	年 度 計 画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実績	評定	委員のコメント
(1) 事業の実施にあたり、評価事業については大学評価委員会等（大学、短期大学、高等専門学校の研究等の総合的状況に関する評価を担当するそれぞれの委員会、法科大学院の教育研活動の状況に関する評価を担当する委員会、国立大学法人評価委員会からの要請に基づく国立大学・大学共同利用機関の研究活動に関する評価を担当する委員会をいう。）及び学位授与事業については学位審査会とそのもとに置かれる委員会に、大学関係者及び有識者等の参画を得て運営する体制の整備を図る。 また、調査研究業務、情報提供業務及び管理運営業務についても、大学関係者及び有識者等の参画を得て運営する体制の整備を図る。	(1) 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等	○ 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等を実施しているか。 (主な評価指標) - 大学関係者・学識関係者の参画状況 - 評議員会・運営委員会の審議状況	○ 機構の業務運営に関する重要事項を審議する評議員会、事業の運営実施に関する事項を審議する運営委員会、評価事業を行う大学評価委員会等及び学位授与事業を行う学位審査会等に大学の学長、学長経験者、大学の教授、産業界等各方面の有識者等の参画を得て運営した。これらの組織では、業務（事業）の内容に関し、幅広い見地から審議が行われ、機構の適切な運営のために重要な役割を果たした。 【 報告書 P181 】	A	○ 「大学機関別認証評価委員会」、「短期大学機関別認証評価委員会」、「高等専門学校機関別認証評価委員会」及び「法科大学院認証評価委員会」について、国公立大学等の関係者及び社会、経済、文化等の各方面の有識者の参画を得て、公正かつ適切な認証評価を行ったことは評価できる。 また、「国立大学教育研究評価委員会」について、大学関係者及び広く関係各界からの有識者の参画を得て、中期目標期間終了時における国立大学法人等の教育研究評価の進め方について議論を深めたことは評価できる。 さらに、学位審査会については、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者の参画を得て、適切な審査体制を確立し、十分な審査を行ったことは評価できる。なお、特に評議員会においては、今後も引き続き、実質的な審議が行われるよう十分に留意する必要がある。
	① 評価事業及び学位授与事業実施に関する組織 評価事業及び学位授与事業の実施にあたり、次に掲げる組織に大学関係者及び学識経験者等の参画を得て運営を行う。 ア 大学機関別認証評価委員会 イ 短期大学機関別認証評価委員会 ウ 高等専門学校機関別認証評価委員会 エ 法科大学院認証評価委員会 オ 国立大学教育研究評価委員会 カ 学位審査会		○ 評価事業における各委員会 「大学機関別認証評価委員会」、「短期大学機関別認証評価委員会」、「高等専門学校機関別認証評価委員会」及び「法科大学院認証評価委員会」について、国公立大学等の関係者及び社会、経済、文化等の各方面の有識者の参画を得て、公正かつ適切な認証評価を行った。 「国立大学教育研究評価委員会」について、大学関係者及び広く関係各界からの有識者の参画を得て、中期目標期間終了時における国立大学法人等の教育研究評価の進め方について議論を深めた。 ○ 学位授与事業における学位審査会 学位審査会は、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者の参画を得て、適切な審査体制を確立し、十分な審査を行った。 【 報告書 P183 】		
	② 評議員会 各界・各層の学識経験者で構成する評議員会を組織し、機構の業務運営に関し、幅広く高い識見に基づき重要事項の審議を行う。		○ 機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て、適切な審議体制を確立している。平成17年度は6月、9月及び3月に開催し、業務方法書の変更、中期計画の変更、平成18年度年度計画、評価及び学位審査に関する各種委員会の委員の選考等、機構の運営に関する重要事項について審議を行った。 その審議において、民間企業から職員を採用すること及び国内の各認証評価機関がシンポジウム等で協力し合うことなどの意見をいただき、それらを業務運営及び大学評価事業、学位授与事業の運営に反映させた。 【 報告書 P185 】		
	③ 運営委員会 機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験のある者から構成する運営委員会を組織し、機構の事業の運営実施に関し審議を行う。		○ 運営委員会は、大学関係者及び学識経験者の参画を得て、6月、9月及び3月に開催し、評議員会の審議事項との調整を図りつつ、機構の事業の運営実施について審議を行った。 その審議において、教員人事について任期制を導入すること及び各大学等の認証評価の申請時期について大学の意向を適時把握することなどの意見をいただき、それらを業務運営及び大学評価事業、学位授与事業の運営に適切に反映させた。 【 報告書 P187 】		

(2) 毎年度、自己点検・評価を行う。その際、業務の成果等に係る各種調査を実施するとともに、その結果を整理・分析して、自己点検・評価に反映させる。 さらに、次期中期目標期間における業務の改善等に資する観点から、外部の有識者で構成される組織において、平成19年度～20年度の間に、自己点検・評価の結果についての検証等を実施し、その結果に基づき、業務の見直しを図る。なお、その際には、大学等の評価、学位授与、調査及び研究並びに情報の収集、整理、提供の各業務の連携を図り、効果的、効率的な業務運営を視野に入れることとする。	(2) 自己点検・評価の実施 平成16年度の各事業の業務の実績に係る自己点検・評価を実施する。その際、業務の成果等に係る各種調査を実施するとともに、その結果を整理・分析して、自己点検・評価に反映させる。	○ 各事業の業務の実績に係る自己点検・評価を適切に実施しているか。 (主な評価指標) ・ 自己点検・評価の実施状況	○ 平成16年度の各事業の業務の実績について、監事2人の参加を得た自己点検・評価委員会において審議を重ね、ほぼすべての項目において、年度計画を十分に履行し中期計画の達成に向かって着実に成果を上げているとの自己評価を行った。 また、同委員会は平成17年度事業の進捗状況を把握するため、平成17年の8月末及び11月末に年度計画の進捗状況について調査した。この調査は、業務の適時適切な実施と、職員の業務の進行管理に対する意識を高める上で有益であった。 ○ 評議員会、運営委員会において、外部有識者等からの高い識見に基づく意見を取り入れる体制を整え、その意見を業務に反映させており、大学等を取り巻く環境に十分配慮しつつ業務運営の透明性を確保するとともに、効率的・効果的な業務の実施に向けた改善を図ることができた。 また、文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項に対しては、2回の自己点検・評価委員会を開催し、機構全体として対応を検討するとともに、取組状況をフォローアップして業務の改善に結びつけた。 【 報告書 P189 】	A	○ 平成16年度の各事業の業務の実績について、監事2人の参加を得た自己点検・評価委員会において審議を重ね、おおむね適切な自己評価を行ったことは評価できる。 ○ 文部科学省独立行政法人評価委員会からの指摘事項に対して機構全体として対応を検討するとともに、取組状況をフォローアップして業務の改善に結びつけたことは評価できる。 ○ 機構の行う業務が国際的観点から見て、どのような位置づけにあるのか、自己点検・評価がこれまで以上に望まれる。
--	---	--	--	----------	---

(1) 業務運営（Ⅰ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

中 期 計 画	年 度 計 画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実績	評定	委員のコメント
業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を進め、一般管理費（退職手当を除く。）について、毎事業年度につき、3％以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、毎事業年度につき、1％以上の削減を図る。 例えば、次のような措置を講ずる。	業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を図る。また、一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成16年度実績に比較して3％以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成16年度実績に比較して1％以上の削減を図る。 例えば、次のような措置を講ずる。	○ 既存経費の見直し、業務の効率化を図っているか。 ○ 業務の合理化を図るための措置を適切に実施しているか。 ○ 必要に応じて組織の見直しや、人員の適正配置を行っているか。 (主な評価指標) ・ 効率化の状況（特に、管理費3％、事業費1％の効率化が図られているか) ・ 組織の見直し状況 ・ 人員の適正配置の状況	○ 省エネルギー化の推進、グループウェアの活用による用紙代の削減、印刷製本及び配付に係る経費の見直し、効率的な調達などの見直しを行った。その結果、平成16年度実績に比較し、一般管理費（退職手当を除く。）については 3.24％、その他の事業費（退職手当を除く。）については 1.22％を削減した。 【 報告書 P191 】	A	○ 平成16年度実績に比較し、一般管理費（退職手当を除く。）については 3.24％、その他の事業費（退職手当を除く。）については 1.22％を削減したことは評価できる。
① 恒常的な省エネルギー化に対応するため、光熱水量の節約に努めるとともに、省エネルギー化のための環境整備を進める。	① 恒常的な省エネルギー化に対応するため、光熱水量の節約に努めるとともに、省エネルギー化のための環境整備を進める。		○ 執務室の空調設備の自動運転時間の短縮、夏季の軽装奨励期間の延長、冷暖房温度設定（夏季28℃、冬季19℃）の徹底、遮光フィルム貼付など、光熱水量の節約に対して積極的に取り組むとともに、電子メールやグループウェアの活用のための環境を整備した。その結果、前年度の光熱水量と比較し、それぞれ電気使用量141,634kw、水道使用量632m ³ などの節約が図られ、光熱水量に係る全体経費として2,386千円を削減した。 【 報告書 P192 】		
② グループウェアの活用により、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進め、用紙代を削減する。	② グループウェアの活用により、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進め、用紙代を削減する。		○ 会議開催通知、回覧文書等のグループウェア及び電子メールによるペーパーレス化の徹底、大型ディスプレイ、共有フォルダの活用などの取り組みを行った結果、コピー用紙購入数及び複写機に要する経費の削減が図られ、前年度と比較し、88千円を削減した。 【 報告書 P193 】		
③ 印刷製本及び配付に係る経費については、外部への提供手段の見直しを行い、ウェブサイト等への情報掲載を推進する。	③ 印刷製本及び配付に係る経費については、外部への提供手段の見直しを行い、ウェブサイト等への情報掲載を推進する。		○ ①ウェブサイトへの情報掲載、②業務実施状況に応じた印刷製本部数の見直し、及び③印刷外注の廃止、により、印刷製本に要する経費の削減並びに配付に要する郵便料及び宅配料の削減を行った結果、前年度と比較し、印刷製本等及び配付に係る経費について533千円を削減した。 【 報告書 P194 】		
④ 消耗品等の一括購入の推進や競争性を確保した契約等をさらに進める。	④ 消耗品等の一括購入の推進や競争性を確保した契約等をさらに進める。		○ 事務用消耗品の一括購入やコピー用紙の単価契約、一般競争入札の実施、複写機の複数年リース契約などを行った結果、30,879千円を削減した。 【 報告書 P195 】		

(2) 財務内容 (Ⅲ～Ⅵ 財務内容の改善)

中 期 計 画	年 度 計 画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実績	評定	委員のコメント
IV財務内容の改善に関する事項(中期目標) 1 予算の適正かつ効率的な執行 予算の執行に関して、適正かつ効率的に執行する仕組みの構築を図る。 2 固定的経費の削減 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により固定的経費の節減を図る。		○ 予算の適正かつ効率的な執行を図っているか。 (主な評価指標) ・ 予算、収支計画、資金計画の状況 ・ 短期借入金、重要財産の処分、剰余金の状況	○ 適正な事業別予算管理 (1) セグメント区分の設定 業務の説明責任の観点から、業務別に適正な予算管理を行うため、業務ごとのセグメント情報を開示した。セグメント情報には、平成17年度から評価手数料収入及び学位審査手数料に係る経費を開示することにより、財源別財務情報を明らかにした。 (2) 予算の執行管理 予算が業務別に計画どおり適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、随時、執行状況に応じてヒアリングを実施し、効率的な執行に努めた。 ○ 適正な資金計画 現金の手許有高に不足が生じないように、収入予定時期及び支出予定時期を把握し適正な資金計画を策定するとともに、日々、現金の手許有高と現金出納帳の照合を行った。 ○ 監査機能の充実 ・ 監事監査は、独立行政法人大学評価・学位授与機構監事監査規則に基づく監事監査計画により実施している。 平成17年度は、6月6日及び1月25日に大学評価事業、学位授与事業及び管理運営等について、それぞれ実施した。また、この他に監事は評議員会及び運営委員会に出席し、業務の実施状況について聴取した。監事からは、国立大学における認証評価と法人評価の相違について大学関係者に周知するようにとの意見があり、認証評価の説明会において、関係者の理解を求めた。 このほか、適宜、監事に業務の進捗状況を報告し、業務遂行の在り方、成果等について意見をもらうなど、監査機能の充実を図った。 ・ 内部監査は、独立行政法人大学評価・学位授与機構内部会計監査規則に基づき、12月20日、21日の2日間に渡り実施し、会計経理の適正化を徹底した。なお、平成17年度は監査の重点項目を定め、監査期間を昨年度より1日増やして、充実を図った。 10月18日に科学研究費補助金の内部監査を実施し、適正な使用確保に努めた。 ・ 財務の状況に関する監査をより充実させるため、平成16年度から監査法人と監査契約を結び、適正な会計処理を行っている。 ○ 固定的経費の削減状況 効率的な業務運営を行うことにより、光熱水量に係る経費、コピー用紙購入に要する経費、印刷製本及び配付に要する経費、消耗品等の一括購入費等などの固定的経費 33,886千円の削減を行った。 【 報告書 P196 】	A	○ 適正な事業別予算管理という観点から、業務ごとのセグメント情報を開示し、セグメント情報には、平成17年度から評価手数料収入及び学位審査手数料に係る経費を開示することにより、財源別財務情報を明らかにしたことは適切である。ただし、管理会計的に考えると、収入対費用の対比がなされないと、どの程度まで自立的事業であるかの判断ができない。事業ごとの収支が管理されるようになれば、努力効果も測定可能になる。評価手数料と追加人件費との関連性把握など、管理会計的仕組みを構築することにより、評価の質の維持に努めることが望まれる。 ○ 予算が業務別に計画どおり適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、随時、執行状況に応じてヒアリングを実施し、効率的な執行に努めたことは評価できる。
III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり	III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり		1 予算 別紙1のとおり 収入については、大学等認証評価事業における申請校が見込数に比べ少なかったことによるもの及び奨学金寄付金の受け入れによる差違が生じた。 支出については、専任教員ではなく特任教員として採用したことなどにより人件費に差違が生じた。なお、中期計画で予定した本事業年度に実施すべき業務については計画どおりに実施済みであり、業務の未達成による運営費交付金債務の翌事業年度への繰越額はない。 2 収支計画 別紙2のとおり 情報システム等の調達の際、固定資産の取得額を低く抑えることができ、その分他の費用として支出したため、減価償却費及び運営費交付金収益などに差違が生じた。		

			3 資金計画 別紙3のとおり 業務活動の資金支出については、年度当初計画になかったが、緊急性のあった宿舍の改修等が必要となったもの及び施設設備などの環境整備等に要したものにより差違が生じたものである。 また、投資活動の資金支出については、固定資産の取得額を低く抑えることができたため差違が生じた。 【 報告書 P198 】		
IV 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額6億円 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営委交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合が想定される。	IV 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額6億円 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営委交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合が想定される。				
V 重要な財産の処分等に関する計画なし	V 重要な財産の処分等に関する計画なし				
VI 剰余金の使途 1 評価業務の充実 2 学位授与業務の充実 3 調査研究業務の充実 4 情報収集・整理・提供業務の充実	VI 剰余金の使途 機構の決算において、剰余金が発生したときは、評価業務、学位授与業務、調査研究業務及び情報収集・整理・提供業務の充実に充てる。				

(3) 人事に関する事項 (Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項)

中 期 計 画	年 度 計 画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実績	評定	委員のコメント
人事に関する計画 (1) 方針	人事に関する計画 (1) 方針	○ 職員の計画的かつ適正な配置を行っているか。 ○ 職員の専門的な能力の向上を図るため、研修を適切に実施しているか。 ○ 教員の公募制により、幅広く人材を求めているか。 (主な評価指標) ・ 人事に関する計画の実施状況	○ 独立行政法人化2年目を迎え、新たに国際連携センターを設置するなど、機構に必要な組織体制の整備と業務量に応じた人員配置により、適切に事業を遂行することができた。特に平成16年度に引き続き、情報に関する専門的な知識・経験を有する人材を民間から4人採用したことにより、情報業務の円滑化、効率化が図られた。 ○ 事務系職員については、パソコン研修、英会話研修等に加え、新たな研修として大学等実務研修及び海外派遣研修を実施した。これらの研修は、職員の専門性の向上等に図る上で有益であった。 ○ 教員の採用については、公募制により36人の応募の中から資質の高い3人の教員を確保することができた。 ○ 教員人事について任期制を導入し、流動的かつ多様な人材の確保を図った。 【 報告書 P201 】	A	○ 法人としての長期的なビジョンのもと、評価の質や作業効率に配慮しながら他機関との人事交流を実施するなど、現在の常勤職員数と予算の中で事業を適切に実施していることは評価できる。 ○ 事務系職員に対し、実践的研修、専門的研修及び大学等実務研修等を実施し、職員の能力の向上を図ったことは評価できる。しかしながら、将来的には、教員に限らず事務職員についても評価に精通した人材の育成が必要であり、職員の総合的能力開発のみならず、評価に関わる専門的能力の向上を図ることが重要である。評価システムの持続的改善に結び付けるため、評価作業、工程管理のノウハウを蓄積し、事務局機能の充実に努めることが望まれる。
① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。	① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。		○ 新設の国際連携センターには、当面の措置として教員1人を配置し、管理部にあつては、法人化移行業務の減少により3人の減員(55人→52人)、評価事業部にあつては、今後の評価制度に対応するための業務量増により1人の増員(65人→66人)を行い、業務量に応じた人員配置を実施した。 ○ 他機関との人事交流を推進し、組織の活性化及び管理業務の効率化等を図った。(42機関、67人) ○ 他機関との人事交流については、機構の業務が滞ることがないよう、評価事業等機構の業務を経験する職員の配置について考慮しつつ、機構採用職員との適正なバランスに配慮しながら、計画的な人員配置を行っている。 【 報告書 P204 】		
② 特に事務系職員など、職員の専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。	② 特に事務系職員など、職員の専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。		○ 事務系職員に対し、実践的研修、専門的研修及び大学等実務研修等を実施し、職員の能力の向上を図った。 ① 実践的研修(機構実施) ・大学評価及び学位事業に関する研修(4月の2日間 45人参加) ・パソコン研修(6月の8日間 延べ73人参加) ・一般英会話研修(9月及び1月にそれぞれ8日間 延べ38人参加) ・事務系職員マネージメント研修(2月の1日間 88人参加) ② 専門的研修(外部機関実施) ・情報システム研修、著作権制度研修等(20件の研修に38人参加) ③ 大学等実務研修 ・17年7月～18年3月に、西東京地区の4大学へ機構採用職員5人派遣 ④ 海外派遣研修 ・18年2月上旬～4月上旬に、米国の大学等へ1人派遣 【 報告書 P206 】		
③ 教員の採用に公募制を用い、幅広く人材を求める。	③ 教員の採用に公募制を用い、幅広く人材を求める。		○ ウェブサイト等を活用した教員公募を行うことにより、大学はもとより民間や国の内外を問わず多方面から幅広く教員を求めることができた。また、教員人事については新たに任期制を導入した。 【 報告書 P208 】		
(2) 人員に係る指標 常勤職員数(期限付職員を除く。)については、その職員数の抑制を図る。	(2) 人員に係る指標 常勤職員数(期限付職員を除く。)については、適宜、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。		○ 平成17年度期初の常勤職員数 143人 平成17年度期末の常勤職員数 144人(+1人) 【 報告書 P210 】		

(参考1) ① 期初の常勤職員数 149人 ② 期末の常勤職員数見込み149人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 6,196百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並び に職員基本給、職員諸手当、超過勤務 手当及び休職者給与に相当する範囲の 費用である。					
---	--	--	--	--	--